

第427回（定例）福崎町議会会議録

平成21年12月15日（火）

午前9時30分 開会

1. 平成21年12月15日、第427回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 15名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	13番	富田昭市
5番	福永繁一	14番	北山孝彦
6番	志水正幸	15番	高井國年
7番	難波靖通	16番	宇崎壽幸
8番	広岡史郎		

1. 欠席議員

12番 東森修一

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	橋本省三
教育長	岡本裕	技監	樋口和夫
会計管理者	牛尾敏博	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	近藤博之	税務課長	山口省五
住民生活課長	松岡英二	健康福祉課長	高松伸一
まちづくり課長	志水利雄	産業課長	井上茂樹
下水道課長	後藤守芳	水道課長	豊國明紀
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	志水清二

1. 議事日程

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。

定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

なお、本日の定例会に東森議員から欠席という届けが出ておりますので、報告しておきます。

本日の日程は一般質問であります。

それでは、日程により通告番号順に一般質問を受けてまいります。

## 日程第1 一般質問

議長 1番目の通告者は石野光市君であります。

- 1 公契約条例の制定について
- 2 田原小学校体育館の建替えについて
- 3 多重債務者対策について

以上、石野議員どうぞ。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

第1の項目は、入札制度の改善策として注目されている公契約条例の制定についてであります。

昨年来の不況により、ほとんどすべての産業、業種で先行きの厳しさを増していると思われまます。

とりわけ、地方自治体が契約を結ぶ建設企業においても、数年前から低価格競争が全国的に行われ、そのしわ寄せが建設現場に働く労働者の賃金や下請け価格の下落となって、地域全体の活力を低調にし、さらに建設現場で働く労働者のなり手が育成されにくいなど、将来にわたって深刻な事態が進行していると言われております。

社会問題となっているワーキングプア、働いているのに貧困状態から抜け出せない人たちの問題、低賃金の実態が、町が契約して進める建設などの工事や施設建物や設備の点検、整備などの業務で起こらないよう、その保証を契約の相手方に求める制度が千葉県野田市議会で今年9月29日、市長提案の公契約条例が全会一致の可決という形で制定されたのであります。

野田市長のコメントにあるとおり、国会での法整備を望んできたが、実現のメドが見えない中で、事態の改善のため、契約の当事者たる市が条例を制定し、契約の業務に携わる労働者に市の定める最低賃金を下回らない賃金を保障することを契約の相手方の業者に求めることとしたというものであります。

従来から契約の改善策として、価格のみの競争ではなく、工事の進め方や種々の提案などを加味して総合的な評価の上で契約の相手方を決定する試みもあったようではありますが、特に労働者の賃金の改善という目的を明確にしている点において、野田市での取り組みは、今日の緊急課題であるワーキングプア問題の改善のため、契約の当事者である自治体が取り組んだという点で評価されるべきと考えるものです。

野田市長は、全国の市に「条例の趣旨、解釈および運用の基準」を記した文書を配付し、関係すると思われる法令などとの論点について解説されております。企画財政課長にもこんな形で、同じ内容の文書を私の方からお渡ししているところでもあります。

当局におかれても、こうした取り組みについて積極的な調査・研究を行い、地域経済の活性化にもつながるものとして、検討願うものでありますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 ご指摘の問題につきましては、まず労働者の賃金というものは最低賃金法で、賃金の最低基準を定めることとされておりまして、使用者に対しましては、違反した場合の罰則規定も設けられているところでございます。

公共工事の発注者といたしましては、国、地方公共団体とも、ご指摘のような

低価格での競争を抑制するために、低入札価格調査制度ですとか、最低制限価格を設けておきまして、現在その水準がかなり高く設定をされてきているという状況でございます。

本町におきましても、昨年秋とことしの春には最低制限価格の設定基準の見直しをいたしまして対応をしてきております。

ご質問の公契約条例につきましては、現在千葉県野田市が唯一の条例制定団体でございます。

県内の尼崎市におきましては、議員提案として条例案も提案されましたが、ご指摘のような労働条件の向上のための規定というものが事業者と労働者の契約に介入することへの問題点も指摘されております。また、国全体の施策として、法律の制定によるべきであるというような趣旨からも否決をされた経緯もございます。

この法律制定に向けての動きとしましては、本議会におかれましても、6月定例議会で公契約法の制定を求める意見書を採択されまして、国に提出もされたところでございます。全国的に見ましても、同様の意見書が相当数提出をされているようでございます。

本町の今後の対応といたしましては、請負業者に対しては適切な賃金等、労働条件の改善に留意するというような周知をさせていただくとともに、国の動向を見ながら、新しい方向が出ましたら、それらに沿った対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

石野光市議員 いわゆる国の法整備が進まない中で、契約の当事者としての権限において千葉県野田市ではそういう取り組みが行われたということでもあります。要するに、具体的な労働者から相談を受けたり、調査の権限も有するという形であります。

具体的な取り組みとして、当町でも最低制限価格についての慎重な検討が行われてきたということは理解をいたしております。住民の生活を守る、あるいは地域の経済をしっかりと守っていくという視点で、労働者の賃金についても契約の当事者である町としての役割について、一層のさまざまな検討・調査を求めていきたいと願うものであり、ただいまの答弁の中に、そうした趣旨のものがございましたので、この件での取り組みを求めておきます。

田原小学校の体育館の建て替えについてお尋ねをいたします。

先日、体育館の様子を校長とともに見せていただきました。床面で塗装がはがれ、また一部、底板にすき間が見られるなど、ワックスがけしても改善できる状態をはるかに過ぎていると感じました。

また、玄関屋根下の仕上げのはがれ落ちや、雨どいのさびによる腐食の実態などを見たところでもあります。

従来以上に長期にわたり使用していくという方向をとるのであれば、定期的な点検とメンテナンスに必要な予算を置き、学校管理者に伝えていかなければなりません。現状を見ると、また単に小学校の体育館としてだけでなく、社会開放として広くスポーツの大会会場としても、また日常の練習場所としても活用しやすい地理的な条件も備えている有利な体育施設として、早急な建て替えが望まれると考えるものですが、町の行った耐力度調査の結果、さらに今後の見通しはいかがでしょうか。

学校教育課長 田原小学校の体育館の耐力度調査につきましては、現在調査中でありまして、工期は、3月25日までという形で委託をいたしております。

整備計画につきましては、この耐力度調査結果を踏まえまして進めていきたいと考えております。

石野光市議員 利用する子どもたちが床面に手をついたときの安全面でも、大変不安を持つものでありますので、早急な建て替えの要望を改めて伝えておきます。

続いて、多重債務者対策についてお尋ねいたします。以前から、その充実について、単に困っている住民を助ける、人助けという面のほかに、町税などの滞納の解決、改善や予防、また家計への収入の大半を貸金業者に支払うという家庭を減らしていくことが住民全体の購買力を損なわず、地域の活力、地域経済にも貢献するものとの確信から多重債務者の掘り起こし、適切な相談窓口への誘導など、生活科学センターの取組みを紹介し、広く啓発されることを求めてまいりました。

多重債務者の相談に20年間、6,000人以上に応じてきたという奄美市役所の市民生活係長の禧久孝一さんという方が、このように『奄美の「借金解決」係長』という本を書かれております。この方は、この本のカバーでも紹介されていますけれども、現在は市役所市民生活係長として、市民の借金、離婚、相続問題など、全般的な生活相談に乗っている。その中でも、多重債務者からの相談は多く、20年間で6,000件以上にも上るが、相談後に借金苦による自殺者は1人もいない。あと、さらに紹介が続いているわけであります。

さまざまに学ぶべき内容があると紹介をさせていただきたい。この著書の第4章「行政の窓口なくして、多重債務者の救済なし」の中の156ページに「金儲け本位の法律家にモラルを問う」の見出しがあります。それ以後の内容と重なりますが、今日的な問題を提起したいと思います。

その内容は、本書60ないし61ページに記されている利息制限法と出資法の金利制限の間のグレーゾーンが多重債務問題の温床となっていることから、法改正が行われ、出資法の上限金利が29.2%から20%に引き下げられ、利息制限法の制限金利を上回る金利での貸付が禁止されることとなった。このことから、多重債務者の債務整理の法律相談がビジネスとしてやりやすくなり、多くの法律家、弁護士、司法書士が手がけるようになってきたが、一部に、返ってくる過払い金を法律事務所の成功報酬や手数料として過剰に請求する、あるいは当初から割高な契約を設定してくるなどの金儲け本位の法律家がみられるようになってきたということが、NHKのテレビニュースでも報じられておりました。

安易にコマーシャルやチラシの広告で割高な手数料、成功報酬を要求するような、また相談者と面接なしに処理をすすめるような法律事務所などにひっかからないよう、十分な啓発が望まれます。

また、数回相談者が法律事務所へ出向かなければならないということが標準であって、遠方の法律事務所は避けるべきであろうと思われれます。こうした点についての啓発も、新たな課題として考えるものですが、いかがでしょうか。

町 長 多重債務者の問題というのは、大変重要な課題でありますから、議員ご指摘の事柄については、これまでも生活科学センター等でも取り組んでまいったことでございまして、引き続き重視して取り組んでまいりたいと考えております。

石野光市議員 今、新たな問題として私が取り上げておりますのは、どこの相談窓口に行くかは相談者の選択でありますけれども、いわゆる費用については、目安として法律事務所によっては、1社当たり幾らとか、成功報酬として過払金の何割を要求する、設定するという例もテレビなどで報じられているところでもあります。地域によっても格差はあるようですけれども、この地域でそうした内容について把握されているようでありましたら、お答えをいただきたいと思っております。

産 業 課 長 兵庫県の弁護士協会に尋ねましたところ、兵庫県の弁護士協会では上限の目安を定めており、その費用の上限の目安といたしましては、法律相談につきましては兵庫県の弁護士会で行う場合は無料、自己破産等は、着手金、報償金として合

計30万円、それから個人再生の場合は、着手金、報償金として30万円から50万円、それから自己再生の場合は、着手金、報償金として30万円から50万円、また債務整理は、着手金が債務者1件につき2万円から3万円、それから報償金として回収した過払金の15%、またこの関係で訴訟の場合は20%という上限の目安を定めているということでございます。

石野光市議員 こうした情報も公開されていると思います。その着手金、過剰な報酬、手数料を要求するようなところは、大変不利益なことであるということ、新たな啓発の課題と考えております。その点についてはいかがでしょうか。

産業課長 もう一度、質問、よろしく申し上げます。

石野光市議員 後にも触れますけれども、金利が下がったことで若い人もねらわれているという問題もあります。新たな啓発の資料や材料、配布物についても検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

産業課長 現在も多重債務関係につきましては、町独自のチラシをつくり、啓発を行っておりますが、先ほど言われましたように、弁護士会が定めております上限の目安をチラシの中に入れて、各戸配布のみならず、皆様方に配布をして啓発を行っていきたいと考えてます。

石野光市議員 本当に多重債務で困っている人は、精神的な不安もあって、本当に藁をもすがらる思いで、テレビやコマーシャルの電話にかけられることもあると思いますが、そこでまた新たな不利益を被ることのないようにお願いをしたいと思います。

本の著者が指摘しているとおり、多重債務者全体の約2割しか、適切な相談窓口に行っていないという、この深刻な事態を改善することこそが急務だと考えております。

また、今新たに不況のひろがり、住宅ローンの支払いのためにサラ金からの借入れを繰り返すという事例が新たに生まれないということのためにも、そうしたことに陥らない事前の相談窓口への誘導と適切な対応が望まれます。

生活科学センターの一層の機能充実や、町税の滞納問題などの相談体制の充実という面でも、また多重債務者の掘り起こしという面でも、現行の産業課所管から民生部門の担当課への移管という問題についても検討課題ではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

副町長 必要とあれば、検討を加えさせていただきますが、18年度の機構改革以降、議員ご指摘の事柄を含め、不都合であるとの報告は受けております。

所管替えの検討よりも、今、議員が言われておりますように、国、県が新たな機構をつくり、なおかつ消費者行政の相談窓口の機能を充実していくことは大切であると、このように思っております。

石野光市議員 当町でも滞納の問題について一元管理という内容になってると思います。奄美市の取り組みもそういう例が紹介をされております。滞納問題の改善のためにも、そうした滞納状況の的確な把握と、積極的な生活相談、滞納が起る原因というものを明らかにしていくことが滞納者にとっても、行政にとってもプラスであるということ、この著者も指摘をされておりますので、所管の問題はともかく、緊密なそうした関係部署との連携が必要であるということについては十分ご理解をいただいていると思っておりますが、今まで以上にそうした緊密な取り組みをお願いしたいということでもあります。

副町長 滞納整理対策委員会でこういう事柄についても検討を加えさせていただきます。公債権・私債権を含めて、その家庭の状況であるとか、どの点においてその方が生活基盤をなせるものかといったような事柄も含めて滞納問題についても対応させていただきます。

いずれにいたしましても、啓発やそういったものをたくさん行いまして、相談の掘り起こしであるとか、また専門機関への紹介等々を兼ねる機能も設けていきたいと思っております。

石野光市議員 この著書の中でも、一見、収入が十分あるように見える、しかし滞納が起こっているという、いわゆる悪質滞納者というふうに見られる方の中に多重債務者というのは比較的多いという指摘もなされております。そうした点も十分留意して取り組んでいただきたいと思います。

貸金業者にとって、従来は高金利によって、貸し倒れが少々起こっても、利益が十分確保されていた状況から、確実な返済、元金が減らない利子だけの支払いを含め、生活保護世帯や年金生活者、若者がねられるであろうことを予測しております。顧客1人当たりの収益が下がるのを顧客の数の拡大で補おうとすることは、よく理解できる話であります。しかし、若干金利が下がったとはいえ、数社に数十万円という規模にサラ金、カード会社の借入残が上ると、容易には月々の返済ができなくなるのは明らかです。

最近、高額商品をリボ払いで購入することを勧めるテレビコマーシャルも見かけますが、返済額は1万円、2万円というふうに、支払っても一向に元金が減らない仕組みで、消費者にとって不利で、多重債務への入り口ともなりやすいものであります。

特に、若者を一旦そうした形での顧客としてしまうと、長期にわたって借入れが返済とともに発生していくということを読んでおりますから、特に若者がねられやすいというのは、道理でもあると思われま。

こうしたことから、教育委員会での成人式などの行事の際の配布物の中には、こうした若者向けの啓発資料、また高齢者の集まり、出前講座などにも、振込詐欺への啓発とともに、本人はもちろん、親戚、知人に多重債務で困っている人があれば、気軽に早期に生活科学センターや法テラスなど、信頼できる窓口への誘導を呼びかける、そうした資料の準備や啓発の取り組みについて求めておたところでありま。

議 長 以上で石野光市君の一般質問を終わります。

次に、2番目の通告者は志水正幸君であります。

- 1 国の政権交代による平成22年度予算編成の影響について
- 2 公聴と広報の重要度の再認識について
- 3 遊休土地の有効活用について
- 4 学校図書の充実について

以上、志水議員どうぞ。

志水正幸議員 議長のご許可を得て、通告に基づいて4項目の質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、国の政権交代による平成22年度予算編成への影響についてであります。新政権の政策がいまだに定まらないために、各市町村の新年度予算の編成作業が例年になく困っていると聞いております。

特に、財政規模に大きく影響するのが子ども手当の支給についてであります。全額国庫で負担するのか、市町村にも、あるいは企業にも負担させるのか、所得制限を設けるのかといったことも不確定であります。また、ガソリン税などの暫定税率廃止、いわゆるガソリン1リットル当たり25円の値下げでございますが、これにつきましても、地方揮発油譲与税などの収入が大幅に減収になります。

また、不況で、法人町民税などが減収になれば、その減収分をかつては地方交付税で手当されることになっておりますが、この交付税制度そのものが国の財政

難からどう変わるのか不明でございます。

さらに、高校の授業料無料化、高速道路無料化などもいまだに明確になっておりません。国は減収分の補てん対策として、たばこ税の値上げや地球温暖化環境税の新設を検討しておりますが、これに至っても明確ではございません。

このような状況の中で、本町の新年度予算の編成に支障はないのかどうか。先般、町長から予算編成に向けての指示会議が開催されましたが、これらの問題も含めて、どのような審議がなされたのか、その内容についてお尋ねしたいと思います。

企画財政課長 ご指摘の、平成22年度予算編成に当たりましての指示会議は、11月24日に開催をしたところでございます。

まず、冒頭、町長から予算編成に当たっての基本的な姿勢について指示がございました。具体的な内容につきましては、私の方からさせていただいております。

説明した内容は、国の予算編成では民主党政権への交代によって、事業仕分けを初め、税制改正や新規政策等の新たな議論がされているところでございまして、今後、その方向性が大きく変わる分野が出てくるということで注視する必要があるということ。そのような中で、経済状況は若干持ち直しの気配はあると言われてしているものの、本町におきましても、本年度の町民税、法人税割では、予算を大きく割り込む見込みであり、収入源となる額のうち、普通交付税で補てんされる以外の25%分については、純然たる減収となっていくこと。また、次年度においても景気回復の見込める状況にはなく、本年度当初予算以上に厳しい収入を見込んだ上で予算編成に当たらなければならないという歳入面の状況に、まず触れました。歳出では、大庄屋三木家住宅の保存修理事業の新規着手や幹線道路整備、下水道事業などの継続事業といった重点事業を推進していく必要があるため、平成22年度予算編成に当たっては、限られた財源の中で最大の事業効果が得られるよう、例年にも増してそれぞれの事業成果を検証した上で、歳出削減方策を検討することを特にお願いしております。

要求基準につきましては、義務的経費にあつては所要額、投資的経費を除くその他の経費にあつては、おおむね前年度当初予算における一般財源を上限として、新規事業にありましては、既存事業の見直しの中で財源を確保することと指示しております。

投資的経費につきましては、総合計画実施計画に沿った事業の中から必要性、事業効果を再検証した上で、補助事業にあつては、確実な財源を見込んで要求することと指示をしたところでございます。

志水正幸議員 例年にない予算編成になるかと思いますが、ただいまの答弁にありましたように、法人税の仕組みでありますとか、あるいは当分景気の回復が望めないということで、かなり厳しい予算作業になるかと思いますが。財政事情が相当悪化しておりますので、事業の選択に当たっても、効果そのものを検証しながら査定作業を進めると、そのような答弁であったかと思いますが。

例えば、課ごとにシーリング額を設けて積算するとか、あるいは一律数%のカットを設定するとか、いろんな方法もあろうかと思いますがけれども、基本的には従来の予算編成作業そのものを踏襲されるのか、何か編成作業に変更を加えられる要素はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

企画財政課長 ご指摘のような、数%カットといったことにつきましては、過去にも指示したことがございます。当町の予算額につきましては、大半が制度的な事業でございます。そういった制度的な抜本的な見直しをかけないと、なかなか大きな削減効果があらわれないというのが実態でございます。財政規模の大きい自治体では、

そういったシーリング枠ですとか、一律数%カットといった中で、それぞれの部署で予算組みをされますので、可能かと思えます。しかしながら、小規模な自治体では、なかなか取り組みにくい手法ではないかとも考えております。

志水正幸議員 国の2010年度の予算の基本方針がきょう、15日に閣議決定して、12月30日に政府案を決定するというような報道がございましたが、本町の予算編成におきましても、その影響を受けて、従来のスケジュールよりもかなり遅れるんじゃないかと危惧しているわけですが、そのあたりについて、何か問題はないのでしょうか。

企画財政課長 予算編成作業といたしましては、1月中旬までに、まず経常的な経費を先行して、査定を毎年行っております。その後、臨時的、また投資的経費の査定を行うわけですけれども、経常的な事業でも制度改正を伴うこととなる事業につきましては、そういった改正内容を踏まえての査定になりますので、1月後半までに査定を行うということになるかと思えます。

また、地方税とか、地方交付税、こういった収入見込みにつきましては、1月中旬に、ほぼ額を決定しますので、その上で投資的な経費も査定を行いまして、例年2月初旬には取りまとめるという流れになりますので、スケジュール的には、影響は大きくはないかなと考えております。

志水正幸議員 経常的な経費については、1月の中旬ごろまで、その後には投資的経費とか、臨時的な要素のある予算査定を行うと。いずれにしましても、国の動向が非常に心配される面がありますので、そのあたりを十分見定めていただいて、新年度予算に影響のないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、二つ目の質問に移らせていただきます。

公聴と広報の重要度の再認識について質問をいたします。

国、県、あるいは他の市町村問わず、財政事情が悪化して、ますます住民の町に対する要望が増加しています。今後においても、その傾向は増加の一途であろうかと思えます。したがって、限られた予算で、住民への行政サービスを低下させることなく提供するためには、今、住民がどのようなことを求めているのか、どのような意見を持っているのか、こういったことをしっかりと把握しなければ、住民の立場で、住民本位の町政を推進することは不可能であると思っております。

そこで、本町の公聴活動は、どのようにされているのか、お尋ねいたします。

総務課長 公聴活動といたしましては、庁舎等に設置しております町政ご意見箱のほか、ホームページに意見・要望のコーナーを設け、広く窓口を開くように努めております。パソコンの普及やIT化が進む中で、多くの方からホームページを利用して意見をいただいているところでございます。各種事業の計画や実施に当たっては、必要に応じて地元説明会を開催しています。

また、総合計画などはもちろんでございますが、個別計画の策定に当たっても、アンケート調査を実施するなど、公聴の機会をふやすように努めているところでございます。

志水正幸議員 住民の意見を聞くためには、役場に設置してある意見箱でありますとか、あるいはホームページ等で把握されているといった答弁でございますけれども、その実績、年間に、意見箱にどれぐらいの件数が投函され、ホームページの閲覧者はどれぐらいあるのでしょうか。

総務課長 残念ながら、この町政ご意見箱というものにつきましては、平成20年度実績で58件の苦情なり提案がございました。

志水正幸議員 それと、各行政部門で住民の方々、あるいは各種団体の方から希望があれば、



出前講座というものがされていると思うんですけど、それについての実績は把握されているのでしょうか。

総務課長 20年度で申し上げますと、36回、対象者数は1,145名でございます。

志水正幸議員 先ほど申しましたように、できるだけ町民の生の声を聞くということで、例えば二、三の自治会単位で町長と語る会というものを実施して、町民の意見を聞いていただいて、新たな町行政に反映すべきと思いますけれども、そういったことの計画はおありなのでしょうか。

総務課長 過去には、各自治会に出向きまして行政懇談会を実施した経緯がございます。現在は、各自治会から要望があれば、実施に向けて個別に対応させていただいております。

志水正幸議員 それから、いろんな意見を聞くためにも町行政の情報紙として広報紙の発行がありますとか、あるいは防災無線による放送というものがございますけれども、最近、ちょっと私も感じているんですが、町民の方から、どうも福崎町に関する日刊新聞の記事が非常に他の市町村に比べて少ないように思うと、そういう住民の方々から質問を受けまして、なるほど、そういう視点で新聞を見ておられますと、やはり少ないのかなという実感が正直しております。できたら、何か新しい施策を打ち出されるときとか、あるいは早く住民の方々にこういった行政情報をお伝えする必要があるときには、もっと積極的に日刊新聞を利用して、新聞のニュースとして情報の提供をすべきでないかと思っておりますけれども、その点についてのお考えはあるのでしょうか。

総務課長 ご指摘の点は、気になっている点でございますので、積極的に新聞社等へ情報提供をするようには心がけているところでございます。

具体的には、新聞社に対しましては、月間の行事予定一覧表の提供を行っております。また、個々の行事につきましては、新聞社等に対しまして、詳細資料の提供も行っているところでございます。

今後も、報道機関と調整をより密にしまして、町のPRに向けて、さらに努めていきたいと、このように考えております。

志水正幸議員 よろしくお願いたします。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。

遊休土地の有効活用についてでございますが、あらかじめお断りしておきますが、民間土地の乱開発の防止のために、一定規模以上の土地で取得後2年を経過しても利用されない遊休土地の、そういった処分、そういう関連の質問ではなくて、町が保有する財産土地で、本来の取得目的である利用がなされていない土地が9月議会の決算資料を見ますと、長期にわたって未活用の土地として、主なものは15件ございます。そのうち、数点に絞って、今後の活用についてお尋ねをいたします。

一つは、公共事業の代替地として福崎高校の南、JAの倉庫の跡地でございますが、1,952平米、平成3年から現状のまま遊休になってございます。

もう1点は、第1デイサービスセンターの北側の土地3,321平米、これは平成8年からでございます。こういった土地につきましては、形状あるいは利便性等から考えても利用価値の非常にすぐれた土地であることから、有効活用を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 まず、ご指摘の駅西のJA倉庫跡につきましては、福崎駅前整備に係る代替地等として取得したものでございますけれども、福崎駅周辺整備の事業進捗が現在ございません。そういった形で、未利用のまま来ておりますが、現状で考えられる有効活用としましては、駐車場程度かと思っております。ただ、有料駐車場とするに

は、相応の整備が必要となってまいりますし、現在、福崎駅前の駐車場も未契約の区画がある状況でございます。駐車場の需要としては弱いのではないかと考えておまして、総体的に費用対効果を勘案しますと、なかなか駐車場整備までは難しいのではないかと考えております。

もう1点の、第1デイサービスセンターの北側につきましては、道路事業ですとか、駅前事業の代替地として現在の第1デイサービスの敷地を含めて一括で取得したものでございますが、現在、約半分が未利用地として残っております。

この駐車場としての利用につきましては、先ほどの駅西のJA倉庫跡地同様、費用対効果も勘案いたしましても非常に厳しいのではないかと考えております。

今後につきましては、防災上の観点からも、このような未利用地が必要となることもあると思いますので、現状の形で保有をしていきたいと考えております。

志水正幸議員 駅前再開発の代替地用地等でこれらの土地があるかと思えますけども、バブル期のときに公共用地を取得するに当たって、非常に土地の取得が困難な時代とは違って、今の時代であれば、代替地でなくても、その当時に比べれば、容易に土地の取得が可能だと思いますので、駐車場に限らず、何か一時的にしる、他の有効な活用を検討されるべきだと思います。

次に、もう1点の土地でございますけれども、西治の図書館の南にあります4,887平米、これ非常にすばらしい土地なんですけど、取得以来、未利用のままとなっております。これにつきましては、隣接の圃場整備事業が着手されると聞いておりますので、その事業とあわせて何か有意義な事業というものを検討されたいと思いますけど、今後の利用についてお尋ねをいたします。

企画財政課長 この土地につきましては、浄化センターを整備するに当たりまして、周辺整備事業として、公共施設を整備するための用地として確保したものでございます。西治地区の圃場整備事業の中で非農用地としての創設換地ですとか、町有地の換地によりまして、ご質問の土地の南に、さらに町有地を集約する予定としております。

今後の利用計画につきましては、具体的な検討には至っておりませんが、非常に財政も厳しい中でございます。当面の間は経費の余りかからない形で活用できる方法がないか考えていきたいと思っております。

志水正幸議員 ぜひ、いい方向で検討していただきたいと思っております。

それから、旧の福崎保育所と福崎南保育所につきましては、建物は残存しておりますけれども、今後更地として処分されるのかどうか。例えば、一時的にしる、子どもが生き生きと遊べる児童公園にすればとも思いますし、新たな建物を建てずに、そういった利用であれば、今後本来の何か目的、あるいは処分するときにも簡単にできると思っておりますけれども、そういった他の用途の利用というものはいかがでしょうか。

企画財政課長 ご指摘の福崎保育所、福崎南保育所につきましては、本年4月から福崎幼稚園に統合したことによって用途廃止したものでございます。今後、他の校区におきましても、幼稚園の整備を進めていく必要もございます。そういった非常に厳しい財政の中での財源確保ということもございますので、この2カ所につきましては、売り払いの方向で検討しております。

本年度、旧の両保育所とも取り壊しの予算を計上しております。福崎南保育所につきましては今年度中に競争による入札で売却をしたいと考えております。福崎保育所につきましては、次年度以降、売却方法を含めて検討していきたいと思っております。

志水正幸議員 それでは、最後の四つ目の質問に移らせていただきます。

学校図書の充実についてであります。学校図書館を設けることは、学校図書館法で設置が義務づけられております。そこで、本の冊数と種類については、どれぐらい置くのかといった基準は、学校図書館図書標準によって必要な冊数を置くことになっていると思いますが、これによって本町の学校施設の図書は冊数を置いておられるのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 はい、それを基準に整備を進めさせていただいております。

志水正幸議員 それでは、本の種類は学校図書館図書基準で、蔵書の配分比率がございませう。また一方では、社団法人全国学校図書館協議会では、その本の数のバランスをとるために標準配分比率を定めております。さらに、図書を選択する際の図書選定基準もございませうが、具体的な図書の選定についてはどのようにされているのか、これらの基準をもとに選定されるのかどうかお尋ねをいたします。

学校教育課長 図書の選定に当たりましては、図書教諭、司書教諭が中心になって選定を行っております。その選定に当たりましては、児童・生徒、また教職員にアンケートをとって選定する、またジャンル別に充足率の悪い部門につきましては、充足率を高めるといった形での図書選定を行う。また、新刊図書のカタログ等が学校に送付されてまいりますので、その新刊図書のカタログに基づいて図書を選定、そういった主な3点によって、図書司書が中心になって整備を進めております。

志水正幸議員 図書教諭の方々が中心になって、あるいは児童のアンケートを加えながら、図書の蔵書を図っているということございませうけれども、何か図書の分野ごとにこれだけの規模の学校であれば、この分野はこれだけの本を置きなさいとか、何かそういった具体的な目安的な配分比率があるんですか、お尋ねいたします。

学校教育課長 全国学校図書協議会で学校図書館蔵書配分比率というのが示されております。その中で、哲学が何%、歴史が何%、社会科学が何%といった形で、ジャンルごとに割合が示されております。

それで、先ほど申し上げましたように、そのジャンルごとで充足を満たしていないものにつきまして、充足率を高めるような形での図書選定を行っているところでございませう。

志水正幸議員 それでは、その配分比率によって各小学校、各中学校の図書数の蔵書率は幾らかということをお尋ねしたいんですけれども、各小学校の蔵書率と、全体の蔵書率もあわせてお尋ねいたします。

学校教育課長 それでは、学校ごとの蔵書率を申し上げます。福崎小学校が99.5%、高岡小学校が88.5%、田原小学校が111.7%、八千種小学校が105%、福崎西中学校が99.4%、福崎東中学校が78%、全体で97%の充足率になっております。

志水正幸議員 ありがとうございます。全小学校と中学校の全体で97%の蔵書率ということで、これは非常に高い率だと思っております。この中で、若干のばらつきがございませうけれども80%を切っておりますのは、福崎東中学校の78%です。今お聞きしますと。一番高い蔵書率が田原小学校の111.7%、次に八千種小学校の104.9%でございませう。できるだけ100%に近づいた方がいいんですけれども、高いながらも、低い蔵書率の学校についての、今後の蔵書の考え方をお尋ねいたします。

学校教育課長 今、ご指摘のように充足率が80%を切っておる学校もございませう。教育委員会といたしましては、読書の重要性は認識をいたしております。そういった中で、充足率が100%に達していない学校につきましては、充足率も勘案しながら、図書の充実を進めていきたい。また、新刊図書の発刊も毎年ございませうので、計画的に図書費の予算措置をしていきたいと考えております。

志水正幸議員 それと、図書の場合、すべての図書が備品になるのか、あるいは数百円程度の本でも備品扱いになるのか、そのあたりをお教え願いたいんですが。

学校教育課長 図書の備品としての取り扱いですけれども、図書の場合、形状を変えることなく、比較的長く使用し、保存できるものとして、価格には関係なく、単行本等でも備品として取り扱いをいたしております。雑誌とか、月刊誌等につきましては、消耗品扱いにしております。

志水正幸議員 月刊誌以外については、すべて備品扱いということでございます。備品ということから、幾ら古くなっても、廃棄が難しいということはないのかどうかと心配しています。例えば、生徒たちが目を向けられないような図書、古くて価値のあるような歴史文庫は、それは別でございますけれども、ある学校の図書室を見てみますと、合併前の図書とか、あるいは昭和の初めの図書などもあるように思います。

ここが一番大事なことでございますけれども、蔵書率を上げることも重要でございますけれども、ほとんど生徒が見向きもしないような古い本、そういったものは廃棄されて、本当に生徒のために、生徒が喜ぶような図書の中身で充実させる必要があるかと思っております。

国の方でも、図書の廃棄基準というものがあろうかと思っておりますけれども、本町の学校図書館についても、そういった古い図書については、廃棄基準によつての廃棄はされているんでしょうか。

学校教育課長 学校図書館廃棄基準を基本にして廃棄は行っているところでございます。廃棄基準におきましては、当然、古くなって色あせたりしておるもの、また内容が変化したことによつて利用価値がなくなったもの、そういったものについては廃棄処分という形での規定がございます。そういった中で、今現在、先ほど言われましたように、興味の低いもの、利用度の低いもの、またご指摘いただきましたように古いものもございます。ただ、古くても必要性や利用価値のあるものは保存という考え方で進めさせていただいております。

志水正幸議員 それから、福崎東中学校の図書室を見ますと、書架の高さが、天井高になっているために上の方の本を取るのには、いすを使うとか、脚立を使うなどして、非常に取りにくい状態です。できれば、生徒が手を伸ばして取れるような高さにできないものかどうか。そうしますと、図書室のスペースが狭くなりますので、空き教室を利用して、分野別に図書室を分けるとか、何かそういう工夫を検討される必要があるかと思っておりますが、その点についてお尋ねをいたします。

学校教育課長 ご指摘のように、東中学校の図書室につきましては、天井まで高さがある棚がございます。これは建築当初からでありまして、その一番高いところには、利用頻度の低い書籍を並べるようにしております。必要な場合には、今言われましたように、脚立等で取り出しをしているのが実態でございます。

その中で、利用度を高めるために各クラスに学級文庫として、それぞれ20冊程度、今配分をし、利用度を高めるような取り組みもさせていただいております。

あと、余裕教室にというようなことも言われましたけれども、現在、東中学校につきましては、余裕教室もないような状況でございます。各学校に移動文庫、学級文庫を活用しての利用度を高める取り組みをさせていただいております。

志水正幸議員 最後にですが、最近の生徒はパソコンの普及によつて、読み書きの能力が低下していると聞きますけれども、となれば、より一層図書室の充実が重要になってきます。生徒にとって一番望ましい図書を購入することと、図書に関する相談あるいは指導、そういったことから、十分図書教諭の人事配置には配慮していただきたいと、このように思います。

学校図書館をうまく活用している学校の生徒の学力が向上したという調査結果

もあるようでございますので、これは要望でとどめておきたいと思いますが、今後、できるだけ学校図書の充実には、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

議

長 以上で志水正幸君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

◇

議

長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番目の通告者は牛尾雅一君であります。

- 1 福崎町における人口の推移について
- 2 春日山とその周辺の活性化について
- 3 給食センターの衛生管理について
- 4 前回の質問その後について

以上、牛尾議員どうぞ。

牛尾雅一議員

2番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきまして、一般質問をいたします。

通告の3番目、給食センターの衛生管理などについてから質問をさせていただきます。

私は、食品関係の仕事をしていた関係から、食の安全・安心に関心があり、また子どもたちが家庭での食生活で好き嫌いによる栄養の偏りがないか気になっております。健全な体に健全な精神が宿ると私たちは教わりました。そのような意味からも、食育が大きくクローズアップされている今、給食センターでは、地元で最低限の農薬の散布により収穫された目に見える農作物をつかって調理されています。このことは、安全・安心な食材の使用、地域の農業振興に貢献、さらに、最近よく言われる地産地消につながっています。

また、給食の内容についてもよく考えられ、工夫されたバランスのとれた栄養で、子どもたちに提供されている給食センターの役割は大変重要であり、ありがたく思っています。

福崎町給食センターは、近代的な設備により、衛生管理においても何ら問題はないと思ひますが、全国的には、学校給食施設で見ますと、平成18年で7件、平成19年で6件、平成20年で7件の食中毒が発生しています。冬場の12月と申しますのに、東京足立区の小学校で231人が給食で食中毒かとの報道が四、五日前の読売新聞でありました。災難は思わぬところから、また忘れたころにやってくると聞いたことがあります。

そこで、私は子どもたちの健全な成長の一翼を担っている学校給食をつくらせていただく給食センターの給食材料、献立メニュー、配送方法、施設の衛生管理、職員の方々の健康管理などについてお尋ねしたいと思ひます。

まず、1点目といたしまして、食材の農作物はどのようなものを使われているのでしょうか。

学校教育課長 食材の農作物につきましては、地元産を初めとして、国内産を使っております。

牛尾雅一議員 国内産ということですが、以前は外国産の冷凍野菜というものを使われておられたこともあると思うんですが、冷凍野菜でもすべて国産品ということですか。

学校教育課長 冷凍野菜としまして、トウモロコシとかインゲン、サトイモ等を使用しておりますけれども、国内産を使用いたしております。

牛尾雅一議員 すべて国産の野菜を使っているということですが、ただいま冒頭の説明でいたしましたように、地産地消ということで、地元の農作物をできるだけ使っているということですが、地産地消という農作物の割合というんですか、全体から比べて、1年間使われる全体の量に比べますと、どれぐらいの割合あるでしょうか。

学校教育課長 今年度地元産の野菜につきましては、タマネギ、ジャガイモ、ピーマン、カボチャ、ナス、トマト、キュウリ、サツマイモ、ニンジンを使用をいたしております。この使用量の割合からいたしますと、約30%をこの野菜については使用をいたしております。

牛尾雅一議員 私が想像していましたが、その割合が30%ということで、多く使っていると思いましたが、その30%ということですが、地産地消、そして農業の振興という意味から、それをもう少し増やしていただくということは不可能なことでしょうか。

学校教育課長 学校給食では、食育の観点から旬の食材を生きた教材として活用に努めております。今後も、より教材として使用できるような形で、地元食材は取り入れていきたいと考えております。多くの農産物を給食に取り入れるために、定期的に生産していただいております生産組合、営農組合等の方と話し合いを持って、生産量、生產品目等につきまして調整をさせていただいて、より多く取り入れられるように話し合いを進めているところでございます。

牛尾雅一議員 ぜひ、そのようにお願いいたします。

2番目といたしまして、家庭における食生活で、子どもたちが偏りがちな栄養をとっているという側面もあり、給食においてそれを補うというような工夫はなされているのでしょうか。

学校教育課長 学校給食の献立につきましては、学校給食摂取基準に基づきまして、鉄分からエネルギー、栄養分を含めた中で献立をつくっております。そういった中で、栄養分に配慮した献立をつくっております。また、この献立につきましては、学校給食だよりとして子どもたちに配布をしております。そういった中で家庭でもそういった献立メニューとあわせた中で家庭料理の中でも栄養配分を考慮していただけるような形で取り組んでいただけるものかと思っております。

牛尾雅一議員 家庭で、私たちの子どもころと違って、いろんな食品があり、家庭でカロリーをとり過ぎるという面もあります。そうすると肥満も発生しますので、給食でカロリーを多く含んだ給食をとというのも、大変難しいことだと思います。そこらをよく工夫していただいて、子どもたちが、最近報道で聞きますと、体操の時間に、少し手をつくると骨にひびがいったとか、それは運動能力のことかもわかりませんが、そして、私たちは転ぶときは、手をつけて転ぶというのは当たり前のことなんです。手もつけずに、足腰が弱っているのか、顔から落ちるといふようなことでけがをする子どももいると聞きます。それは、この栄養のこととはまた別の次元のことかと思いますが、今、課長が言われた鉄分とかを補っていただくことで、そういうこともよくなるのかなと思ったりもします。

3番目といたしまして、福崎町ならではの、特色のある給食というものは、年間通じて何回かはされておるのでしょうか。

学校教育課長 福崎町の特産でありますもちむぎを使用した給食を提供いたしております。もちむぎを使った給食といたしまして、コッペパンを週に1.5回、もちむぎ精麦を加えた麦ごはんを月2回、もちむぎ素麺入りの素麺汁を月1回、冷しもちむぎ

麺として年1回使用をいたしております。

牛尾雅一議員 もちむぎ麺がおいしいということは、私もよく食べさせていただきまして、わかっているんですが、子どもたちが給食のときに、これはもちむぎ麺でということをよく把握して食べているんでしょうか。

学校教育課長 給食献立表にも、もちむぎという形で献立表の中に表記もさせていただいており、子どもたちも理解していると思います。また、給食を食べるときに、各学年、学級担任が、それぞれきょうのメニューの話もしながら、子どもたちに食べてもらっているというような状況でございます。

また、栄養教諭も配置されておりますので、そういった中で栄養面、また地産地消、特産品等についてもできるだけ周知には努めているところでございます。

牛尾雅一議員 ぜひ、もちむぎ麺を使った給食のときは、特に、子どもたちが、おいしいなど思って食べるような工夫をしていただき、家に帰って、もちむぎ麺をもう一遍食べたいというような取り組みになるようお願いしたいと思います。

そして、1年を通じて、回数は少なくてもいいんですが、子どもたちが喜んで食べて、これをもう一度食べたいという子どもの希望を聞いて、リクエストが多い給食メニューというのは、何回かは取り入れられているのでしょうかね。

学校教育課長 子どもたちが喜んで食べられるような給食の提供に努めております。そういった中で、子どもたちが大好きなカレーでありますとか、めん類でありますとか、丼物でありますとか、そういったものを定期的に取り入れるようにしております。

牛尾雅一議員 ただいま、課長の説明をお聞きしましたし、一度私たち議員も給食のときに、ここにおられる先輩議員の方々の賛同をいただきましたら、いつもお弁当をおいしくいただきとんですが、また一度そういうふうにしていただきたいと思います。給食代というのは、私も含めて各自払っていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、給食をつくっていただきましたら、でき上がった給食というのは、どのような形で、また何時ごろに地元の学校なりに配送されているのか教えていただきたい。

学校教育課長 でき上がった給食につきましては、保温食函で各クラス別に入れて配函をいたしております。

保育所につきましては、10時過ぎぐらいに配送を始めます。小・中学校につきましては、11時ごろに配送を始めるようにいたしております。

牛尾雅一議員 ただいまお聞きしまして、子どもたちが実際に食べる時間よりも一、二時間は前にその学校などに到着するということですので、子どもたちが食べる時、冷めるというんですか、そういったおいしさが損なわれるということは余りありませんか。

学校教育課長 保温食函につきましては、配送しております食函ですけれども、二重構造になっておりまして、保温が保たれるということで、給食時間でも温かい状態で食べられるということで、子どもたちからは聞いております。

牛尾雅一議員 私たちの時代と違って、大変いい状態で子どもたちが給食をいただいているということは、よくわかりました。

次に、今年度だけじゃないんですが、タマネギとかジャガイモ、ニンジン、そういった主に使われる農作物が大幅に高いとき、決められた給食費で、献立をつくるときに、カロリー面や食材面も含めて、問題なく提供していただけたらでしょうか。

学校教育課長 給食費として負担していただいている費用につきましては、すべて食材料に充てさせていただいております。そういった中で、毎月前月に見積もりをとりまし

て、献立をつくっております。材料が急騰したときなどは、その材料調整をして、カロリー面、栄養面、そういったものに影響が出ないような形で給食を提供しています。基本的には負担していただいた給食費で賄うようにしております。

牛尾雅一議員 よくわかりました。最後に、職員の方々の健康管理、また施設の衛生管理はどのようにされているのか、お尋ねします。

学校教育課長 ご存じのように、この給食センターは、フルドライシステムで衛生管理の行き届いた施設となっております。その施設管理の維持に努めておりまして、毎日職員が清掃に努めさせていただいております。

また、職員におきましても、検便を月2回行っております。また、毎朝健康チェックをし、健康な状態で作業に入っており、衛生管理には努めております。また、その衛生管理の質の向上を図るために、研修等にも積極的に参加をしているところでございます。

牛尾雅一議員 ただいま答弁いただきまして、施設、また職員の方の健康管理も何ら問題はなく、すばらしいことと思います。子どもたちの健全な成長のため、いろいろと考えていただいていることはよくわかりました。これからもよりよい質の高い給食を提供していただきたいと思います。

それでは、次に1番目の福崎町の人口の推移についてお尋ねいたします。

全国的な少子・高齢化の中で、我が国の人口は減少に転じると予想されています。兵庫県におきましては、ことし推計人口が560万人を突破しましたが、数年で減少に転じ、2030年ごろには500万人を割ると言われています。現在、兵庫県全域で見えますと、神戸・阪神地域など、都市部は大きく増加している反面、郡部の多くの市町では減少の一途をたどっています。そのような中、幸い、福崎町は姫路市に隣接し、中国縦貫道路と播但連絡道路が東西南北に通っていて、交通の便がよく、工業団地に多くの企業が進出されている関係からか、平成に入ってからずっと微増または横ばい状態が続いています。

ですが、国で見ますと、人口は2004年の1億2,779万人をピークに継続的な減少局面に、県では数年後には減少すると予想されています。

そこで、お尋ねしますが、そのような中、福崎町の第4次総合計画の後期基本計画で目標年次、すなわち2013年の将来人口を2万1,000人から2万2,000人と設定されていますが、最近の10年で見ても、約300人の増加だけです。それを全般的に減少局面と言われる中で、四、五年で約2,000人の人口増を実現されようとするのは、何か手だてを考慮しておられるのかお聞きします。

企画財政課長 総合計画の施策の関連でございまして、私から答弁をさせていただきます。

まず、総合計画の目標人口2万1,000人から2万2,000人の考え方ですが、昨年度総合計画の基本構想見直しをいたしました。その際、人口フレームの見直しもしております。考え方としましては、平成17年の国勢調査人口2万669人から特殊要因を除外しながら推計をいたしました人口に、今後分譲済みで未利用となっている土地ですとか、宅地開発協議中の区域、これらの新規の居住、それから区画整理事業の推進ですとか、開発可能な低未利用地への民間開発の誘導、こういった要素を見込みまして、当初の2万1,000人から2万2,000人という人口フレームを修正せず、そのまま生かしているところでございます。

ご指摘の目標年次であります平成25年度に向けてどうするのかということですが、先ほど説明しましたような低未利用地での民間開発といった協議、それから誘導、区画整理事業につきましては、地元へ出向きましての推進、こういったことを中心に考えていきたいと思っております。



牛尾雅一議員 ただいま民間の業者の方の分譲、土地開発とか、そういうことで増えると予測されているとお聞きしました。ただいま、福崎町の出生率というのは、三、四年前の統計ですが、1.2人ということで、これは若い世帯の合計特殊出生率と同じ1.2人ですので、今既にここにお住まいの若い世帯の方と、これからまた分譲で若い方が来られるかもしれませんが、出生率が1.2人ということですので、人口増というのを達成するには、大胆で、またきめの細やかな行政の努力が欠かせないのではないかと考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

企画財政課長 個々具体の計画というのは、なかなか難しいところがございます。そういった意味では、この目標年次の2万1,000人から2万2,000人が実現できるのかということになりますと、厳しいと判断をしております。

牛尾雅一議員 全国的に人口が減るという中ですので、大変難しいことですが、積極的な取り組みをしていただき、福崎町の人口が増え、活力のある町となるようお願いをしたいと思います。

私個人的には、人口を増やす策として、その地域で働く場所、また楽しむ場所があり、医療が安心して受けられるようにして、若者に定住していただく。そんな魅力あるまちづくりを推し進めていただくのが町、すなわち行政の責任と思いますが、その点については、町長のご見解をお願いいたします。

町長 福崎町は郡の中核の町でもございますので、その点については十分気をつけてまいりたいと思います。しかし、なかなか全国的な傾向でありますとか、世界的な傾向、いろいろなものを勘案しながら進めてまいりたいと思いますが、いずれにいたしましても総合計画を皆さんの知恵で練り上げたものでございますから、これを堅持しながら、まちづくりのために貢献していきたいと、このように考えております。

牛尾雅一議員 よくわかりました。ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

次に、平成に入って、福崎町全体では微増または横ばい状態の人口でございますが、町内の地域によりましては、県同様に大きく増えている地域と、大きく減少している地域があります。その点については、どのように考えられ、減少していく地域の活性化には、どのような手だてが必要と考えられているのかお聞きいたします。

企画財政課長 土地利用の推進方策に関連してこようかと思っておりますけれども、これまで町の施策といたしましては、市街化区域内の低未利用地につきましては、区画整理事業推進ということで、地元にも説明会などで出向いております。残念ながら成果が出ておりませんが、また市街化調整区域におきましては、人口減少を抑制しようという中で、特別指定区域制度を活用いたしまして、一般住宅の建築が可能な地域指定も行っております。

ご指摘のように、平成に入ってから、集落ごとの人口推移を見てみますと、一般的には田原地区の市街化区域のある集落では、宅地開発等により増加をしております。市街化調整区域内の集落におきましては、全体的には減少傾向が見られております。しかしながら、駅前でとか、新町、そういった市街化区域でも減少しているところもございますし、逆に市街化調整区域の中でも、宅地開発という特殊要因のあった集落を除きまして、板坂ですとか、神谷、長目、こういったところは若干ですけれども、増加している集落もございます。市街化調整区域であるから人口が減少していくとは言い切れないという認識でおります。

そしたら、そういった地域の活性化にはどのような手だてが必要かということでございますけれども、市街化区域内におきましては、低未利用地を有効活用するために区画整理、こういった面整備を推進する必要があるかと思っております。し

かしながら、区画整理につきましても、あくまで地元の熱意、地権者の合意形成、こういったものが需要でございますので、やはり地元の盛り上がりというのが必要になってこようかと思えます。

それから、市街化調整区域の中では、都市計画法が改正されまして、宅地開発というのは不可能となってきております。施策的には、先ほど申し上げました特別指定区域制度によって地域指定も行っております。人口が増加して、地域を活性化させるということにつきましては、まず、特に市街化調整区域の中では、今住んでおられる若い世代、こういった方がそこに住み続けたいと思われるような、そういった地域づくりが必要じゃないかと考えております。

特別指定区域の活用につきましては、他の地域から転入されることとなりますので、転入される方からいいますと、受け入れられやすいと感じられるような、そういった集落の雰囲気、そういったものも必要になってくるんじゃないかと考えております。

牛尾雅一議員 説明を聞いて大分わかりましたが、今般、私は新人議員として、初めて行政視察に先輩議員の先導のもと長野県に行き、小布施町で地域おこし並びに観光行政について約2時間教わりました。その中で、小布施町では人口減少対策として宅地造成、分譲を進めたと説明を受けました。町全体としての対策ということで、少しニュアンスは違うんですが、私は福崎町内でも大きく減少している地域のヒントになるのでは、とそのとき思いました。そのことも踏まえて、さきの質問と同様の意味になるんですが、人口が減少している地域で特別指定区域制度を設けていただいても、いろいろな事情から全く生かせないという自治会もあります。最近の25年間を見ても、20%以上、集落の人口が減少している地域が町内にあります。それは、全国的に過疎地域という名称で言われるらしいです。また、55歳以上の方が集落人口の50%を占める準限界集落という言葉もあります。ですので、特別指定地域制度の生かせないような地域には、それぞれ土地の持ち主には、いろいろな事情がありますので、そういうところには町と自治会とが連携して、若い世代が住宅を建てられるようにできないでしょうか。町内で建てたくても建てられないので、やむなく姫路市や加西でマンション住まいや住宅を建てて住んでるということをよく聞きます。

私がちょっと調べますと、町の消防団に入っておられる方でも、地元で住まれる方が一番優先ということですが、住む適当な場所がなく、やむなくよそで住んでいるという方もたくさん入られてると聞きます。それで、私たちの時代と違って、両親と同居するというよりも、若い世帯は別々に暮らしたいという方が多くおられますので、そういった住宅を建てる場所のない地域には、山合いのところとか、ちょっと村の中の奥まったところには、上下水道、進入路とかができにくいということになれば、町や自治会の連携で、そういったところでも住居として建てられるようには考えていただければいいものなのではないでしょうか。

企画財政課長 市街化調整区域という縛りが法律で定められたものでございますので、非常に制限が厳しいものでございます。ご指摘の状況というのは非常によく理解できるんですが、あくまで法律に定められた範囲でのみ可能となります。先ほど申しました福崎町としましては、特別指定区域制度を設けた中で、一定のそういった一般住宅用地を確保しているところでございます。

道路条件ですとか、下水道条件、こういったインフラの関係もございましょうが、そういった中は、クリアしながら地元でそういった人口減を食い止めるような方策を検討いただければと思います。

牛尾雅一議員 大変難しい問題ですし、私の地元東大貫のことを言うのも何ですが、ぴったり

当てはまる自治会になってしまっていますので、また自治会としても、今言われましたように、若い人が住みやすい、また親と一緒に住んでもらえるという地域づくりが大事かとも思います。

次の質問、春日山とその周辺地域を活性化するに移らせていただきます。

春日山とその周辺地域は、八千種自然活用村として、豊かな自然環境の中で農業体験を通じて子どもたちに創造力と行動力のある人材育成の場として活用していただくため、農林業体験実習館、体験農園、キャンプ場、ソフトボール、少年野球にも使える農村広場、テニスコートも2面あります。農村広場は学習館の南側に、テニスコートは北側にあります。田舎とまちとの交流の目的から、昭和63年に数多くの先人の方々の努力によりつくられた施設です。その後、二十二、三年を経過し、いろいろなところで修繕の必要のあるところが出てきておりますが、春日山を含め、その施設を活性化することは考えられないことなのでしょうか、町長のご見解をお願いいたします。

町長 私の希望としては、あの施設、せっかく先輩の皆様方がつくってくださったのでありますから、十分活用をしたい、そのために工夫をしたいというふうに思っているところでございます。最近、グリーンツーリズムでありますとか、農村と都市を結ぶ結節点としての活用とか、さまざまな問題が提起されているわけでございます。

こうした事柄につきましては、次の政権がどんな農村と都市を結ぶ考え方、あるいは農村の活用の仕方とか、環境問題をどのようにしていこうとされているのか、そういった問題を抜きにしては、なかなか考えにくい問題でございます。したがって、新しい政権の意向も十分酌み、研究しながら、そういった事柄については対処をしてまいりたいと、このように思っております。

牛尾雅一議員 今、町長が言われましたように、私は行政視察に連れて行っていただきまして、2日目に、飯山市のありのままの自然や農村が観光資源になるというグリーンツーリズムの考え、取り組みを視察をさせていただきました。飯山市では、長野県北部の山間部ということから、農山村体験施設、森の家というものを開設し、都会から訪れる人々にいろんな体験の場を提供され、多くの人々を受け入れ、着実に成果を上げられている施設の視察でした。まさにそのような取り組みを八千種自然活用村の春日ふれあい会館を中心施設として、地元の鍛冶屋営農組合の協力のもとで、農業体験、そば打ち、収穫祭等、より多くの人々と交流を行う、今、町長が言われましたグリーンツーリズムの考えを取り入れられ、活性化できませんでしょうか。

産業課長 八千種自然活用村の周辺には、今言われました鍛冶屋営農組合、また株式会社八千種営農、それと農地・水・環境活動で緑豊かなふるさと大賞委員長賞を受けた余田の花の日の里などの組織がござります。このような周辺地域、組織が稲やタマネギ、サツマイモなどの野菜、またもちむぎなどを、作付けから収穫までの農業体験ができ、収穫祭などのイベントに一般参加者を募集して、体験ツアーなどを一緒にできないか、地域また、その組織の方々のご理解とご協力を得ながら進めていきたいと考えます。

牛尾雅一議員 そのように、またよろしくをお願いいたします。

グリーンツーリズムというのは農業体験、また観光という面、観光資源があるとか、観光という意味合いもありますので、春日山というものは、福崎富士とも呼ばれ、私たちに美しい姿を見せていますし、その山頂には赤松幕下であった後藤氏により築城された山城、春日山城跡があり、その城跡からの展望はすばらしく、播磨平野や日光寺山を一望することができます。そのような春日山の持つ自

然の美しさ、歴史のロマンなどが訪れる人々を魅了する観光資源でもありますので、春日山その周辺の活性化ということ踏まえましても、大変いい、適当な場所でもありますし、その歴史と文化の薫る福崎町の町という意味からもぴったりの場所ですので、ぜひ活性化ということをお願いいたします。

次に、前回の質問その後ということで、福崎東中学校の東側の西光寺玉屋線での急カーブ地点では、幅員が狭く、軽自動車同士でも交代できません。東中学校の通学路でもあり、八千種地区は自転車通学が認められており、多くの生徒が自転車で通学しています。冬場、下校時は少し薄暗くなり、危険と思いますし、登校時には、一般の方々の通勤時間帯とも重なります。また、一般の方も、生徒も朝は急いで通勤・通学ということもあり、あわや衝突事故に遭いそうになったと保護者からたびたびお聞きしました。

そのようなことがありますので、前回、9月議会よりまだ2カ月ほどしかたっていないのですが、どのように検討して、どのように対処していただけたかお尋ねいたします。

まちづくり課長 今申されたように、前回の9月議会で当該箇所の改善についてご指摘をいただいております。その後、当該箇所につきましては、安全対策として、カーブミラーの改良や路側に視線誘導標の設置をさせていただいております。そういったことで、当面の安全対策をさせていただいたというところでございます。

牛尾雅一議員 早速にさせていただきまして、ありがたく思っております。

学校と教育委員会とは、連絡を密にされて、いろいろな取り組みをされていますが、教育委員会には、学校より生徒が危険な目に遭ったとか、そういったような報告というのはあるのでしょうか。

教 育 長 危険な目に遭ったということは聞いていませんが、言われているところには、新しく家ができましたので、非常に危ない、何とかできんもんだらうかという連絡は受けておまして、このことついてまちづくり課にもお願いをいたしまして、今、カーブミラーの点検をしていただいたところであります。

牛尾雅一議員 大変、いろいろ難しい問題もありますが、これからの福崎町を担う子どもたちが、登校下校に使う通学路でもありますので、何とぞよろしく前向きなる検討をしていただきますよう、お願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 以上で牛尾雅一君の一般質問を終わります。

次に、4番目の通告者は福永繁一君であります。

- 1 教育について
  - 2 有害鳥獣について
  - 3 松くい虫の被害後対策について
- 以上、福永議員どうぞ。

福永繁一議員 ただいま議長より許可をいただきました議席番号5番の福永繁一です。通告書に従い、一般質問をしたいと思います。

最初に、教育について問いたいと思います。

前回の9月議会にもお尋ねしましたが、新型インフルエンザに9月以降もたくさんのお子さんがかかり、学級閉鎖、学校閉鎖を余儀なくされ、究極をしのいでいる現状ですが、各科目年間35時間という目標があります。絶対受けなければいけない時間数であります。今現在、福崎町でどういう状態であるかお聞きします。

教 育 長 1単位35時間というのは、これは標準時間です。この標準時間を満たすために、各学校それぞれではありますが、いろいろ工夫しておまして、例えば、この冬休み期間を短くするとか、終業式とか、始業式の後でも授業をすると

かいうふうに、いろいろ工夫しておりまして、今のところ、標準の1単位35時間は満たすところであります。

福永繁一議員 今後においても、こういうことがあると思いますので、その都度、対策も練られていると思いますけれども、余裕を持った休みの折に、そういう状態にしていたいただきたいと思いますが、この件についていかがでしょうか、教育長。

教 育 長 普通、こういうことがないときには、1単位35時間をはるかにオーバーしまして、学校行事や何かにかなりとってオーバーするのが普通の状態であります。ですから、今後、この1、2、3月の3カ月間でどういうことが起こるかわかりませんが、今のところは各学校で35時間を確保できる体制はとっております。

福永繁一議員 ありがとうございます。もう1件、教育についてお伺いしたいと思います。

私はずっと、中学3年生の2学期以降ということで補習をしていただきたい、このようにお願いをしておりましたが、11月から実施するというありがたいお言葉を9月議会でいただきました。この状態を、私、残念ながら教室に入って把握してないわけですが、その後、どのような状態になっているか、進行状況についてお伺いしたいと思います。

教 育 長 インフルエンザの流行で、予定どおりはやっておりませんが、11月からは放課後の3年生の補習は実施しております。

加えまして、ウインタースクールというのも計画しておりまして、もう既に土曜日から始めることにしております。ただ、インフルエンザがこれからどういふふうに蔓延するかわかりませんので、計画どおりにできるかどうかというのは、これはわかりませんが、進めていきたいと思っております。

福永繁一議員 これは強制じゃないと思いますが、出席状態について、ちょっとお伺いしたいと思います。何人中何人ぐらい出席され、良好であったのかどうか、わかりましたらお伺いいたします。

教 育 長 前に説明したかもわかりませんが、中学校3年生で塾に通っている割合は76%です。特に、土曜日は中学校3年生の子どもの塾通いが非常に多いので、そういうところからこのウインタースクールの参加人数は、サマースクール、小学校に比べて若干少なくなっております。特に、東中の3年生は非常に塾通いのパーセントが大きいので数は少なくなっております。西中の方が数はかなり多くなっております。具体的な数字については、山下課長が答えます。

社会教育課長 人数につきましては、東中で8名でございます。西中は20名となっております。それぞれ5日間実施する予定といたしております。

福永繁一議員 ウインタースクールを取り入れるということなんですけども、従来の補習はもっと時間数が多かったと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

教 育 長 従来の補習といいますと、学校で行う補習の件でありましようか。学校で行う3年生対象の進学対策補習については、これは従来と変わりません。ただ、今言いましたように、インフルエンザで休みにすることがありますので、昨年よりも減るかもしれませんが、何とか、高校入試、全員、希望どおりに合格できるような対応策は各中学校でとっております。

福永繁一議員 暴力ということについてお伺いしたいと思います。

2008年に全国の小・中・高に暴力行為が6万弱あったとお聞きしております。兵庫県もワースト8に入っておると、マスコミでは列記されておりました。当然、福崎もどのような状態であるか興味があります。その中で、わかっている範囲で件数等、お聞きしたいと思います。

学校教育課長 平成20年度の暴力行為の発生件数の福崎町の状況でございますけれども、まず暴力行為といいますと、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損等を暴

力行為と総称しております。その中で、20年度につきましては、対人暴力が1件、器物破損が5件の計6件でございます。全国平均では4.2人で、兵庫県では6.2人、福崎町の割合にしますと3.3人の割合になります。ちなみに、21年度の暴力行為は現在のところございません。

福永繁一議員 他はパーセントで出てるんで、人数にすると、後でまた計算すればわかるわけで、その答えで了解しておきます。

暴力行為というのは、生徒間、対教師間、見知らぬ人の対人とかありますが、いじめの方も結構多いと書いてあります。ちょっと読み上げますと、把握数が全国で8万4,648件ということが掲げられ、自殺も136人という事態になっております。今、暴力行為についてお聞きしましたが、今言いたしたいじめについてもお聞きしたいと思いますが、その点について、福崎は小・中・高含めて、何件ぐらいあったのかお聞きします。

学校教育課長 20年度の数字は今現在持ち合わせておりませんが、21年度の11月までのいじめの件数につきましては、小・中ともにゼロでございます。学校で把握しているものにつきましてはゼロでございます。

福永繁一議員 結構なことですけども、隠れた件数が出ないように、教育委員会も目を配ってほしいと思います。

次に、有害鳥獣であります。ことしも産業課の方によくお世話になったんですけども、有害鳥獣が発生し、いろいろな農作物が被害にあっております。そのような中でも、何の処置もできなかったというような実態であります。やはり今現在、有害鳥獣と人間との知恵比べの状態であり、毎年人間の方が負けているという情けない状態ですが、何か町当局として、援護策、また我々に知恵を授けることがありましたら教えてほしいと思います。

産業課長 有害鳥獣の対応策につきましては、昨年度も広報によりお知らせをしております。まずは、野生鳥獣を寄せつけない環境づくりが必要だと思っております。農地をえさ場にしないということで、収穫しない野菜などは農地に残さず、土の中に埋めるなど、住民の意識改革が必要で、えさづけをしないということでございます。また、野生鳥獣を見ても、追い払わずに、そのまま通り過ぎるということは、人は怖くないという、人なれ学習をしたのと同じですので、見たら、必ず追い払うことが必要かと思っております。みんなで野生鳥獣を寄せつけない環境づくりをするように呼びかけていきたいと考えております。

福永繁一議員 当然、目にすれば、できる限り追い払いますけれども、夜のうちに被害にあうというのが実態であります。人間が寝ている間に有害鳥獣が働いておる、自分自身が生きていくためには、それはいたし方ないことだと思っておりますが、そういう実態でありますので、今の貴重なアドバイスをいただいたわけですけども、ちょっと対応できません。また、何かこのような実態であるから、こうなさいということがありましたら、また教えてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

産業課長 県の森林動物研究センター等にお聞きいたしましても、まずは人間の方から、先ほど言いましたように、えさ場にしないということがまず大事かなと。それから、どうしても対応できないということであれば、金網柵などを設置していくということでございます。この金網柵につきましては、福崎町におきましては、町単独の土地改良事業の中でも補助制度がございますので、そういうものをご利用していただければと思っております。

福永繁一議員 いろいろと採算性も考えておりますので、手を出しにくい点もあろうかと思っておりますけれども、荒らすものは、シカ、イノシシ、タヌキなど、いろいろありますが、他町においては、狩猟期間というのは11月15日から2月15日までなん

ですが、その期間中においても補助金を出している町を挙げてみますと、美浜町、小浜市、滋賀県高島市です。予算が厳しい中で、そんなぜいたくなことを言われたいかもしれませんが、他町においてはやっているということでもありますので、福崎町でなぜできないのか、という疑問を抱くような実態であります。だから、我々はこういう環境に住んでおりますので、それを何とかしたいということがあります。

そして、一つ提案ですが、猟友会がイノシシを獲れば対処しやすいんですけども、シカとかになると、後で加工しにくい、他町においては加工されているところもある。ただ被害があるならこういうようにしなさい、ああしなさいということやなしに、もともと断つようなことからしていかなければ、これは被害が増えるばかりと私自身は思いますが、町当局としてどのような判断をされているのかお伺いします。

産業課長 他町におきましては、奨励金を出して取り組んでいるというところもあるということでございます。福崎町におきましては、兵庫県の助成事業を活用しまして、シカの場合は、シカ個体群管理事業という事業で、低額ではありますが、奨励金として1頭1,000円を出して取り組んでいるところがございます。

福永繁一議員 1,000円というお金、ありがたいことなんですけども、大きいのをとると、今、肉の利用先が指示されていないので、焼却しかないわけです。焼却するに当たって、香福苑では、余り大きいので釜に入らないという実態もあるわけです。だから、どうしても大きいのは、とりがたい。後の処分を考えますと手を出しにくいということがあるんじゃないかと私は推測いたします。あるとは言いませんよ、そういう実態であるからこういうことが考えられるなと思います。ですから、町としてそういうふうな、肉を利用したら、どうしても解体しますので、小さくなっていくと。そしたら、後の骨は焼却しやすくなるということが順繰りで、いい方に向かっていくと思うんですよ。最初につまずくと、そこからは前へ進まないという実態が現在の状態であります。

もちむぎ素麺も、福の糸と命名されましたので、今から益々もちむぎ素麺を売って、赤字で苦しいもちむぎ麺の状態を黒字にしていくということもありますので、そういうふうな販売ルートの中に、料理の中でシカを使うなり、イノシシを使うなり、そういう工夫部門を考えていただきたいなとこのように思いますが、いかがでしょうか。

産業課長 シカ肉の利用につきましては、議員も以前からご提案をいただいているところでございますが、現在のところ成果は出ておりません。猟友会にシカ等につきましてもお願いをしているところで、これから捕獲されるものにつきまして提供をお願いしております。その中におきまして、兵庫県のシカ有効活用研究会というものが研究センターの方でございますけれども、その研究会の指導も受けながら進めていきたいと考えております。

福永繁一議員 押し問答していても、うまくいきません。ここで、三重県大紀町野原地区を紹介しますと、シカ肉をコロッケにして1週間に1回販売すると数時間のうちに売り切れる人気ぶりだと。村おこしを進める住民組織、野原村元気づくり協議会の女性メンバーがそのように言われているということが新聞に載っておりました。だから、我々も責任があるわけですけども、町の方としても指導体制をもっと活用してもらえれば、我々も動きます。だから、町に文句ばかり言うんじゃないに、その企画立案を町がされたら、駒となって我々は働くんです。知恵を貸していただいて、それでやっていきたいと、このように考えますが、いかがでしょうか。

産業課長 シカ肉の利用につきましては、今現在、県下でもシカ肉マップというのが出ております。佐用町の商工会は別といたしましても、株式会社とか、個人の方々が商品開発をされているのが大半でございます。先ほど言いましたように、兵庫県のシカ有効活用研究会の指導も受けながら、これから進めていきたいと思っております。

福永繁一議員 期待しておりますので、よろしく配慮をお願いします。

次に、松くい虫の被害後の対策についてお伺いしたいと思います。

先ほども、傍聴に来られた人に予防のことで、個人的に言われたわけですけども、私はこの松くい虫の被害後の処置ということなんで、前回述べましたように、町道の端のやつも、葉っぱがなければ切っていただけない。今、散策する人がたくさんおられますので、亀坪においても、大門の北側の道においても、歩きよって倒れてきたと、何とかありませんかという声も聞いております。だから、重大な災害が起きる前に何とか町の協力も得て、今だったら、大河内森林組合とか、そういう人が来る折に、ついでに切っていただけるわけですけども、危ない折に、もう町独自で何とかやっていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

産業課長 被害木の町独自での対応ということでございますけれども、現地での木の大きさ等を見ながら対応していきたいと思っております。ただ、木が大きくなってきますと、やはり二次災害、逆に町の職員の方にも被害が起こるといようなこともありますので、できるだけ伐倒駆除のときに、同時に行っていきたいと考えます。

福永繁一議員 時間も来ましたので、もう一つだけ言って終わりたいと思っております。

命が大切であるということのを頭に置いて判断してほしい。そんなところに住むのが間違いやと言われるなら、そう言ってほしい。私たちは、冗談やなしに、命をかけてそこにおるわけですよ。だから、私は上辺の回答だけでは、ほんま情けないんですよ。課長、お願いします。これで一般質問を終わりたいと思っております。

議長 以上で福永繁一君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。



休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分



議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、5番目の通告者は広岡史郎君であります。

- 1 住民活動について
- 2 町民相談について
- 3 巡回バス事業について

以上、広岡議員どうぞ。

広岡史郎議員 今回、私が通告しておりますのは、住民活動について、地域づくり事業について、巡回バス事業についての3点であります。

それではまず、住民活動についてお伺いしたいと思います。

今回、この質問をすることにしましたのは、10月の総務文教常任委員会の研修視察で、宮城県の加美町を訪れまして、そのキャッチフレーズは「日本一住民活動の活発なまちを目指して」ということで、私どもが話を伺ったのは、東北大学の大学院の学生の目線からのまちおこしや、いろんな新しい計画の提言という内容であったんですが、結局、全国各地でいろんなことで何とか住民参加のまちづくりをしていこうと、いろいろ取り組まれておるのは現状だと思います。



そういうのは、今のいろんな状況の中で予算も国、自治体も借金がたまり、苦しい中で新しい21世紀の自治を開いていく大切なキーワードではないかと思うところでもあります。

それで、当町でも第4次サルビアプランの基本計画の最初、第1章、参画と協働でつくるまちづくりがありまして、その第1節、住民参加のまちづくりの推進というのがあり、コミュニティあるいは参画と協働について記述されております。住民参加のまちづくりをしなければならない、取り組まなければならないというのは、私ども議員あるいは幹部の皆様方も、思いは同じだと思いますが、しかし、現状はいまひとつ、掛け声のみで、やり方とか、そういうことにとっては同床異夢といいますか、なかなかどういうふうにして、思いを一つにして取り組んでいけない。今のままでは、この一番目の住みよいまちづくりの基本になります新しい福崎が切り開いていけないではないかと。どうすれば、もっと住民主体のまちづくりが進むのかをきょうは検証してみたいと思います。

そんな中で、後期基本計画、昨年見直しをされて、後期分が始まっておりますが、今言いました基本計画の最初の最初、住民参加のまちづくりの推進というところの分で、前期分の反省、評価、そして後期へどのような修正が行われたのか、私も意見を出したところもあるんですが、再確認の意味で担当課長の説明を求めたいと思います。

企画財政課長 総合計画の基本計画の中の住民参加のまちづくりの推進の項目につきましては、前期計画では自治会や婦人会、子育て、高齢者福祉などコミュニティ組織の育成ですとか、公聴活動の充実、各種委員の公募など住民参加の体制づくりを進めることとしておりました。そのような中で、各地域におきまして、地域づくり推進事業を活用しました自治体活動やまちづくり団体による活動とともに、介護予防のグループ活動などにも取り組まれてきたところでございます。

また、清掃美化活動などでは、ボランティアグループなども積極的に活動をされたのではないかと考えております。

一方では、婦人会組織が衰退をいたしましたし、町全体では、婦人会の活動ができなくなりつつあるという状況がございます。また、意見募集等の中では、各種委員会の公募などにも、まだまだ住民さんの関心が低い状況ではないかと考えております。

後期基本計画策定に当たりましては、安全・安心な地域づくりという面でも、地域コミュニティの重要性が高まっておりますので、コミュニティ組織の育成の観点では、特に地域の皆さんがその重要性を認識していただくことが活発な活動につながるということから、そういった周知をまず図るということと、それぞれの活動を支援していくということを掲げております。

また、住民アンケートに加えまして、パブリックコメント制度ですとか、ワークショップ手法の導入によって住民参加を促進していくことですとか、ボランティア活動につきましては、地域づくり推進事業やアドプト事業なども周知しながら、その活動を支援していくということを書き加えております。

広岡史郎議員 現状もかなり住民さんの中でも活動が行われておりまして、それなりに頑張っているなど実感するところもあります。例えば、手話ボランティアなどの福祉ボランティア、図書館応援隊など、田原小学校で始まったスクールヘルパーなどの教育関係のボランティア、ココロクラブとか、アドプトのような環境整備ボランティアなどで、これアドプトには私も多少かかわっておりますが、これらはしかしいずれもこつこつと地道な活動をされている状態で、どんどん増えている状態ではやはりないと思うところです。

今、ちょっと課長の方から言われましたコミュニティでの地域づくり事業、これは町を代表する住民参加型の事業だと思うんですが、これが本当に、皆各コミュニティで取り組まれているのかどうか、広まっていつているのか、この議会でも再三取り上げられておりますが、5年前、10年前に比べて、本当にこれが機能して広がっているのかどうかについて、改めて状況、数量、取り組まれている団体など、報告いただけますか。

企画財政課長 地域づくり推進事業につきましては、平成11年度から始めまして、10年が経過したところでございます。

当初につきましては単発的なハード事業を皆さんでされるというような事業が中心でありましたけれども、その後、制度改正を行ったこともございまして、最近では継続的なソフト事業が中心となってきております。

取り組み団体としましては、平成19年度では18団体、それから、平成20年度では13団体となっております。当初ですと、7団体とか、8団体ということで、団体数としたら増えてきているのではないかと。内容的には、防災に関する事業ですとか、地域の見守り活動、環境美化活動といったものが主なものとなってきております。

広岡史郎議員 確かに、2回方法を変えたんですね。今は3年ないし4年の継続ということで、重複団体が出てきますので、数は増えているという状況かと思えます。しかし、本当に具体的な数からいいますと、なかなか自治会単位の数でいいますと増えていないのではないかとということと、もう1点、私も提案しまして、アドプト事業というのが始まっておりますが、これの現在の状況はどうでしょうか。

企画財政課長 アドプト事業につきましては、平成20年度から制度化をしております。平成20年度では3施設、それから平成21年度では5施設で取り組んでいただいております。

内容的には道路の植樹帯ですとか、公園などの美化事業で4件、それから道路の歩道と車道の間の縁石の周り、こういった除草作業で1件でございます。

広岡史郎議員 こういう団体、活動もできるだけ費用が安く、まちがきれいになるというところで大切な事業でないかと思えます。

最後に総括として、そういう団体、活動がどうやって増えるのか、住民にどうやって周知をするのか、最初に課長も答弁されましたが、その辺については、後ほど考えてみたいと思えます。

そんな中で、今言われましたように婦人会活動はほぼ消滅状態、その中で学校を中心とした参加者が増えている事業があります。田原、福崎小学校のスクールヘルパーとか、地域ヘルパーですね、これらがどうして住民さんが関心持って参加しようと思われたかにつきまして、副町長、どうですか。

副町長 1番は、地域における子どもたちの健全育成を地域住民が願っていることだと思っております。全国的な凶悪な事件でありますとか、郡内におきましても、凶悪事件、わいせつ事件等があるわけでありまして、このような事件発生から児童館のトラブル等を含め、地域のことは地域で守るという、若干とも地域貢献をしたいとの思いがあるのではないかと、このように思っております。

広岡史郎議員 今言われましたように、学校で凶悪な事件があったり、例えば、福崎地区では小学校、中学校、授業崩壊といううわさとか、そういうものが流れて、関心が出て、じゃあ取り組もうという、住民さんの関心が出たところへ、うまくそういうのを当てはめれば、活動が広まるという一つのこれが見本だと私は思うわけです。

それはちょっと置いておきまして、今、課長が最初に言われた中で、住民アンケートやパブリックコメントの募集もしているということですが、実際の住民ア

ンケートの実施状況や、あるいはパブリックコメントの応募状況、何か例を挙げて答弁いただけるものはありますか。

企画財政課長 最近、住民アンケートを実施した内容としては、平成20年度の総合計画後期基本計画の策定に当たってのアンケート、都市計画マスタープランについてもアンケートを行っております。

それから、次世代育成支援対策行動計画の策定に当たりましては、対象者にアンケートを行っております。

また、本年に入りましては、食育推進計画の策定に対してのアンケートを実施する予定としております。

それから、パブリックコメント制度につきましては、先ほど申しました平成20年度での総合計画の見直しに当たり、住民等にも意見を求めました。残念ながら、一般住民からの意見は出てきませんでした。この議会ですとか、まちづくり委員会、そして総合計画審議会等から相当な意見をいただいております。

現在、この12月になってからですが、都市計画マスタープランにつきましても、意見を住民に対して募集しているというところがございますが、本日現在はまだ出てきていないというところです。

広岡史郎議員 今言われましたように、確かに広報12月号では、都市計画マスタープランの意見募集というのがありますし、いろいろ募集はされておる。ところが、それに対して出てくる意見の数は、幾らやったと聞かんでも、少ないというのは大体わかっております。じゃあ、なぜ住民の関心がないのかをやっぱり真剣に、こんなもんだと思わずに、考えてみる必要があるんじゃないかと思うわけですね。どういうふうにそれを関心をもってもらうかというのは、幹部会議などではどういう取り組みで、例えば都市計画マスタープランに載せて、これだけで見てくれるか、来てくれるかという、そういう検討をされたり、どういうふうにして計画まで、本当は住民の参画と協働で、これに最初の計画のときにも何人かが関わられておりますし、意見もどんどんそれに対して一般の人が出すようにならないわけでありまして、ここが難しいところなんです。そういう検討は、実際にされたことがありますか。

副 町 長 住民の関心は、自分らの生活の中でというところの関心が非常に高い。例えばごみの分別に関することで各集落を回りました。このことについては、女性中心でありましたが、非常に多くの方に参画していただきました。一方、合併問題でありますとか、こういった町の重要な事柄について、これも各集落を回らせていただきました。参加者数が非常に少なかった、関心度が薄い、こういった事柄がございました。広報や公聴とかという関係につきましては、一定のメディア、広報紙等々、そういう媒体を使いまして、うまくつながれば、それが住民の世論といったような形につながるものとは思っておりますが、住民の関心度をどのようにして高めていくのかということについては、それぞれのセクションで考えていただきたいということをお前の幹部会議で申し上げたところでありますが、具体的な案については、今からの事柄になろうかと思えます。

広岡史郎議員 そのところですね、午前中の志水議員の中でも公聴活動で、住民の意見を聞く活動をされているかというのがありました。合併問題のときに町政懇談会として回られ、それは、いつという要望があつて回られたわけでしょう。合併のときはもうスケジュールを決めて回られたんですね。違いましたかね。

副 町 長 私が知っておりますのは、各集落で地域総合援護システムを立ち上げていただきたい、また、2点目は先ほど申し上げましたごみの分別等々のとき、それから3回目は介護保険の施行と、それで4回目が合併問題、それで5回目がまたごみ

の分別といったことで各集落回らせていただいております。

その中で、いろいろな自由意見をいただきたいということで、行政懇談会も組み込んでやっております。それ以外にも、ご要望がありました集落に出向いて懇談会を開いたことはございます。

広岡史郎議員 今言われた大部分は、もともとごみのことだと周知されており、本当の広聴意見、いわゆるタウンミーティング、それをどんどんされているという状況ではないと私は思うんです。それをもっとされたいと思うんです、志水議員も言われたように。行くとどうなるかというのを考えますと、あれしてくれ、これしてくれという要望が多いですよ。それから今回、区長会から出ている要望、こういう要望がいっぱい出てくるわけです。それに対して、すべてあるいは大部分をできるかというのと、逆に、大部分ができない要望になっているわけです。それはなぜか。そここのところで、住民と行政側の意識のずれが出てくるわけで、そここのところで、なぜできないのかと、財政の問題、あるいは政策的な問題、法律の問題とかあってできない、そういうことをもってはっきり話し合いをして、住民にも納得していただく。そして私の提案として、その中で、この問題はもう行政では無理なんです。じゃあ、住民の方で考えようかと、私どもでできることがないのかというようなことまで、理想論としていけば、新しい取り組みがスタートする可能性もある。やはり、そういうことになれば、もっと今、副町長が各担当に組み込んでできることはないか指示されたように思いますが、職員の方からもっとどんどん住民の中へ入っていく。その一つの取り組みとして、先ほど言われた出前講座もあるということなんです。出前講座にしても私は不十分だと思うんです。それで行っても、都合の悪いことは言わんわけです。こういうふうにはいいことやっていますという出前講座で、いわば行政の、ほんまの都合の悪いところはなるべく、これはやむを得ないと思うんですが、言わないように、だけど今の時代は、できなければ、なぜできないのか、それを公開して、これも情報公開、住民に、本当の町はこうなんだと、考えていただいて取り組む。だから、そういう意味で職員の意識も大事ですし、そのことから住民さんの意識も変わってくる。その中でいろんな取り組みが出るんじゃないかと、発想の転換も含めまして。だからそういう点からいいますと、議会もあれしてくれ、これしてくれだけではいけないわけで、議会としてもどうやって取り組んでというのを、住民と行政側との取り持つ、住民の声を代表する、そういう役目もあると思うんです。個々の意見は住民が持っているわけで、それをきちっと行政が拾う場、そしてそれが政策的にどうかというのは議員の仕事で、議員が1個1個全部拾ってきて、一々届けるというわけにもいかないところもありますので、ぜひ、今、副町長の顔見て言ってますが、本当は町長にそういうことも含めて、取り組みをやれば、住民活動がもっと広がるんじゃないかということをお願いしたかったために、この質問をしたわけなんです。町長、どうですか。

町長 私は、これ以上、そんなに必要なのかなという思いを持っております。私は、議会と町政という関係でいいますと、自治法できちっと意見交換できるというのは、議員、これは町民代表であります。私も選挙で選ばれた町民の代表であります。その方々がきちっと議論を闘わすことによって、ほぼ網羅できるのではないかと、このように思っております。

実は、今回、予算編成に対する要望書というのをある会派からもらっておりますけれども、この項目を見ただけでも無数とは言いませんが、非常に幅広く、きめ細かい要求が出されてきているわけでありまして。その上に、それがいろいろと私たちが住民の意見を聞かないというわけではありませぬけれども、矛盾が激化

すれば、意見は出てくる。こういう矛盾論の立場に立っておるわけでありまして、矛盾こそは、物事を進める原動力というヘーゲルの立場をずっと持ち続けているわけですが、むちゃくちゃに不満が増大すれば、それは矛盾として出てくると、こういう観点なんです。それが世の中を進めるという立場なんです。したがって、ことしの政変などを見ますと、矛盾が極めて大きく激化をいたしましたから、政権が交代するという激烈な変化も起きたということなんであります。

これまで私たちはそういう立場、直接私のところへ電話が来るのもたくさんありますし、議員のところへもたくさんの方が届けています。区長のところへもたくさんの方が届けてきていますわけでありまして、そうしたところを総合的に見ながら、なお不足のあるところについては、直接申し込んでこられれば、それを拒否するという態度はとっておりませんし、これまでも申し込みのあったところについては、営々として誠実に対応をさせていただいているところであります。したがって、議員さんの言われるような、そういうパブリックコメントということの必要性があるのなら、それは大いに活用し、今後も対応していったらいいわけでありまして、今議会や、あるいは区長会、その他団体からさまざまな要求が出ておりまして、その方々との話し合いも進めておりますし、町政懇話会でありますとか、いろんな形で進めておるわけでございまして、これ以上に町が企画立案をして、どんどんとやるというのは、かなり職員の数からいたしましても、私たちの能力からいたしましても、かなり難しい問題を抱えているのではないかと思います。

しかし、住民から申し込まれて、あるいは議員を通してそういうことが申し込まれてくれば、私たちは拒否する立場ではありませんが、誠実に応えていきたいと、このように考えております。

広岡史郎議員 ちょっと、私の言った意味が通じなかったようで、町長の考え、今の答弁は、ちょっと疑問に思うところがあります。私が言いたいのは、できるだけ情報公開して、さらけ出して、住民に考えていただき、取り組んでいただく。つまり行政ができるだけ身軽になって、そして住民が本当に住みよい福崎をつくる取り組みをする。今の町長では、いろいろ要望を聞いて、それをできるだけやっているという、町行政の考え、役人的考えのそのものではないかと思うんです。やはり、もっと、住民に情報を公開して、できるだけ行政は身軽にならないといかんというのはわかっていますね。それが大事だと思うんですよ。そういう発想をぜひ考えていただきたいというのがあるんですが。わかりますか、副町長。

副町長 町長からは、私を含め幹部職員に対しては情報公開、職員の資質向上、これが一番に住民サービスにつながるものだとして、指示事項はいただいております。

広岡史郎議員 そういうことで、あらゆる取り組みで、情報公開する場合に、じゃあどういふふうにするかだけではなくて、昨日ももちむぎで言いましたけれども、数字的にこんだけやろうと思ってますと。例えば、アドプト事業をとりましたら、今何団体、2年先に何団体、5年先には何団体までにするという数字的な目標をきちっと出して、それで取り組む。それに対して評価する。再々言いますが、行政評価の手法ですね。そのためにはどうするかという、そういう細かい、副町長は首をかしげておられますが、それが今新しい行政のやり方だと、私は認識しているんですが、是非そういうことも含めて、ただ、確かに後期計画ではあれする、これすると書いてあります。この中から、行政評価して事業をしていかなければならないわけですので、是非そういうことも含めてきちっと情報を決めて出していただいて取り組んでいただきたいなと思います。

副町長 数値目標を定めるというのはやぶさかではございませんが、基本的には大きな

自治体、小さな自治体、いろんな手法があると思います。この数値目標をつくった方がより効率的にできる場合、そういったような場合は、設けて、それらに邁進していくというところ。また基本的には住民みずからが行うものを、行政が数値目標をつくって、それらを推し進めていくと強制的になる、こういった事につながらないような方向性に持っていなければならない。住民の自主性をお願いすると、これが住民参加の一番基本ではないかと、このように思っております。

広岡史郎議員　そういう意味で、できるだけ取り組んでいただきたいと強く要望しておきます。次に、2点目に町民相談について通告しております。

町長の公約は、住民のいのちとくらしを守る。それで、嶋田町長、長くやっておられますが、その中でいろいろな面から、本当に住民のいのち・くらしを守る施策がきちとなされておれば、この福崎町民にとって悩みとか不安は減ってきていると思うところですが、実際は変な社会になっております。いろんな詐欺行為がどんどん発生し、それから不況下で、午前中に石野議員の質問にもありましたように、金銭的なトラブル、これが非常に多く発生しております、当町の住民にもふりかかっているのが現実だと思います。

その解決のための住民相談、これは非常に大事な施策の一つだと思います。当町では、一般的な相談としてサルビア会館でのいろんな相談と、それから生活科学センターでの消費者相談というのがメインでありまして、そのほかに保健センター、あるいは教育委員会などでの子育て相談、健康相談、福祉相談などがあるわけですね。まず、サルビア会館でいろんな相談がされておりまして、その中心的なものが悩みごと相談、これはケースによって法律相談までいけるとなっている、非常に大事な一つの相談だと思うんですが、これの現状、相談員、その対応処理状況、その概要を説明いただけますか。

健康福祉課長　社会福祉協議会で実施しております悩みごと相談でございますけれども、これにつきましては、毎月第1、第3水曜日にサルビア会館で午後1時から3時まで、予約なしで受け付けをしております。内容につきましては、住民の生活上のあらゆる悩みごとということで受けております。

相談員は2名体制でございます。資格としましては、元裁判所の調停員の方1名と民生委員の方1名の2名体制で実施をしております。

対応内容としましては、悩み事を聞きまして、問題を整理して、本人が対応できることと、また話し合いで解決する方法を説明いたしまして、事柄によっては関連機関や公共機関への紹介、また法的解釈や手続等が必要になる場合には、法律相談を行うということで紹介をさせていただいております。

広岡史郎議員　その悩みごと相談、法律相談の20年度とかのデータはありますか。

健康福祉課長　件数でございますけれども、悩みごと相談では、平成20年度、実績50件でございます。内容は、財産のこと、相続のこと、離婚、また借金、その他でございます。21年度については、12月の初めまでは28件でございます。

悩みごと相談のうち、法律相談へつながっていった件数でございますけれども、20年度の実績では、15件でございます。内容につきましては、同じような財産、借金、相続といったケースでございます。21年度の実績につきましては、12月まで11件ということでございます。

広岡史郎議員　件数の評価は後でさせていただきます。

それともう1点、生活科学センターでの消費者相談、これも非常に町としては生活科学センターを設置して相談をされてるということは素晴らしい事業だと思うところですが、それぞれの今言いましたような相談内容、件数、相談者の状況について、産業課長、今報告ありました20年度でいただけますか。

産業課長 生活科学センターの相談内容は、苦情とか問い合わせ等でございますけれども、やはりインターネットの架空請求、またクレジット、サラ金等の多重債務、それから出会い系サイト登録料の支払い等についてが一番多い内容でございます。

相談員は、消費生活専門相談員1名が当たっておるところでございます。相談件数は、平成20年度は330件ということで、これは相談件数といたしましては、1,000人当たりで見ますと、福崎町が一番多く、16.5件となっているところでございます。

広岡史郎議員 今、各課長から答弁がありましたように、町民相談もこれ以外に行政相談として、総務課の担当もあります。今、健康福祉課長から答弁あったんですが、実際は社会福祉協議会が相談の担当している。それもコミュニティセンターで受け付けられていると。相談される住民さんは、実際に悩み持っておって、どうしようか、どうすればいいかと悩み、それで広報紙なり、多重債務に関係するピラが配られたのが目がついたときに、いつしてるんだ、これに該当するだろうかということ調べて、そこへ行かれると。ところが、内容的に、そこと多少違う、これは悩みごと相談で来られたけど、本当は消費生活の方に行かれた方がいいんじゃないかという相談も多々あると思うんです。これは、行政相談になるんだろうとか、いろいろあると思います。今、福崎の場合、そういう相談の窓口が一本じゃないですから、窓口を一本にして振り分けていけば、これはいけると思うんですが、ばらばらに来たやつを調整されるんですから、その辺がうまく連携ができていのかどうか、ちょっと危惧するところで、各相談担当者に聞きますと、一応来られた方に対しては、ちゃんとしていますと聞いておるんですが、この点について、総括して、できているかどうか、総務課長、認識されておりますか。

総務課長 相談に来られる方は、自分がどういったことを相談したいということである程度は判断されてこられるものだと思います。ただ、どこの窓口に来られましても親切に相談に乗り、そして、ベターな相談窓口があるのであれば、そちらの方を紹介するというのも必要なのかなと思います。

広岡史郎議員 必要かどうかじゃなくて、そういうことがきちっとできているわけですね。いわゆるたらい回しとかいうことはないわけですね。

総務課長 今のご指摘の悩みごと相談でありますとか、法律相談、それから行政相談、人権相談等は、サルビア会館で、同じ日にやっております。したがって、そのとき来ていただきますと一番ふさわしい相談窓口を紹介できるのではないかなと思っております。

消費生活相談につきましては、また場所が違うんですけども、これはずっと対応しているといえますか、受け付けされていますので、いつ行っていただいても相談できることになっています。

広岡史郎議員 そうですね、この相談窓口の一覧を見ますと、第3水曜日の午後は、人権相談、悩みごと相談、それから行政相談、重なり合っております、この日に、とにかく第3水曜の午後というのは、どんな相談も対応できるという状況で対応していると、総務課長としては。同時にしているので、来られたときにどこへでも振り分けできる。それが本当にきちっとできているかどうかだけを確認しておきたいわけですが、それがなぜ三つ重なっているのかを聞こうと思っておったんですが、そういう理由でされていると。

それと、余り数もそんなに多くないので整理もできる。私は、相談数が多くて、一遍に三つもして、来られたら整理ができへんのかなと思っておったんですが、実は今聞きますと、悩みごと相談は20年度で50件、ざっと月2回ですので、平均1日2件か3件、それから法律相談の場合は12カ月で15件なり、ことし

は12月まで11件、月1件ということです。実は、私、11月の第4水曜日に法律相談がどうなってるのかということで、あんまり早く行ったら相談の最中だろうなと思って、午後2時ごろに行ったわけです。すると、もう誰もおられないんですよね。サルビア会館の担当の人に聞いたら、いや、もうとうに帰られましたよと、きょうはもう1人か2人ですぐ終わりましたということを知ったわけでありまして、そこで思ったのが、悩みごと相談なり、それから法律相談に移るような内容は、町民はもっともっとほんとは悩み事を持っておられるのではないかと。大部分が、直接お金にかかわることですと、生活科学センターへ行かれると思いますが、そういう意味で、午前中に他の議員からも要望がありましたが、もっともっとそういう相談の周知をしていただいて、相談というのは、なかなか勇気の要ることですね。例えば家族にもそのことを打ち明けていないという相談も多々あると思うんですよ。特に高齢者なんかの振込詐欺とか。あの場合、これお金送ったけど、ひょっとしたら家と言うたら嫁が怒るとか、そういうことで中にしまっている方もたくさんあると思いますので、そういう掘り起こしも含めて開設状況の周知、石野議員も言っておられましたが、どんどん受け付けてますので、お気楽に来てくださいというような周知の工夫と改善も必要ではないかと思えます。広報で、周知されていますね。確かに見えています。生活科学センターだより、これはページが大きくて、町長のコメントの下に必ず載っ取るわけです。この内容は、ほとんどそういう相談の事例が載っておるわけです。生活科学センターの事業の取り組みというのが、横に小さく、今度こんなことしますと言っても、この12月号は消費者を守る法律が強化されましたという割賦販売方法なんかの法律が変わったという説明ですが、ふだんは町長のコメントの下を全面使って、こういう相談がありますという事例が出るとるわけですね。これは非常にわかりやすいと思うんです。こういう相談がいろいろあるんやったら、私も行ってみよいかということで、非常にいいと思うんです。

それに比べまして、サルビア会館での相談、これはここに小さく載っているだけです。これを見ますと、サルビア会館でさまざまな相談を受けていますのでご利用ください、人権相談、毎月第3水曜日、担当住民生活課。これではどこへどのようにして、予約して来いというのか、サルビア会館に問い合わせた方がいいのか、そのときぱっと行っていいのか、これわからんわけですね。確かに月1回の人権相談は、前日に防災無線で、あす人権相談がありますという放送をされていますが、それもその時間だけです。そういう意味で、これは大事なことです。やはりもう少しわかりやすく大きくして、住民の相談をどんどん受け入れて、悩みを解決することが、住民の暮らし、あるいはいのちを守ることになるかもわかりませんので、ぜひ掲載方法の工夫と改善を求めますが、どうですか。

総務課長 広報も限られた紙面の中での掲載となっております。もう少しわかりやすくしてはどうかというご指摘でございますので、できるだけ、工夫して、そのように努めてまいりたいと思います。

広岡史郎議員 掘り起こしではないんですけど、本当に相談をいろいろしたい方はたくさん、持っておられると思うんです、現状はね。

そういう意味で、もう1点、ホームページでの周知があります。町民相談のところを開きますと、こういう一覧が出ます。これを見ていると、町関係相談所一覧として、人権相談、基本的人権の侵害に関する相談、サルビア会館、毎月第3水曜日となっています。次、悩みごと相談、悩みごとなら何でも。法律相談、これは先に悩みごと相談を受けていただきますとなっておりますが、なかなかこれを見ただけで、じゃあどういうふうに、そのとき来てくださいますとも、今言いま



したように、どういう事例とかいうのもないわけです。参考に、但馬の香美町のホームページを見てみますと、そこをクリックすると行政相談のページにいくわけです。詳しく書いてありまして、毎日の暮らしの中で、各省庁や特殊法人などが行っている仕事など、国の行政全般について困っていること、あるいはそのほかのことでもお気軽に相談ください。電話での相談も可。例えば、こんな相談を受けていますと。国道の道路案内標識がわかりにくいので改善してほしいとか、年金の最低額に納得できないとか、鉄道とバスのダイヤを調整して、乗り継ぎやすくしてほしいとか、見本があるわけですね。こういうことやったら、私ももっともって、こういうことも言えるなという、消費生活の生活科学センターは広報に事例が載ってますのでわかる、そういう事例をデータがありますので、ホームページで何ぼでもページつくれます。こういうことを含めて、香美町ですと、私たちの町の行政相談員ということで、名前と家の電話番号まで書いてあるわけです。ここまで情報公開されているわけです。人権相談にいつでも私たちの町の人権擁護委員として取り組まれている。やはりこのぐらいの親切さ、相談があったら相談に来いではなくて、皆さん相談ありませんかという、住民さんに対してもう少しそういう思いで、住民目線で、そういう工夫を取り組んでいただきたい。町長の公約にもホームページの改革がありましたね、町長。だけど、私も1年前か、いつか、ホームページをもうちょっとということで福祉関係とか、いろいろ言ったんですが、ホームページの改革といえば、少しマイナーチェンジはされましたが、なかなかフルチェンジにはいかないですね。思い切ってフルチェンジまでいかれて、いろんな情報をもっと出すような検討もされたいんじゃないかと思うんですが、この点について、副町長どうですか。

副町長 情報公開が一つの目標でありますので、そういった工夫も要るのかなと思っております。しかし、相談に来られる方は、ホームページばかりをのぞくわけではございません。基本的には、私ども町から発する広報紙でありますとか、それから各家庭におけるそういうチラシ、パンフ等々を含めて、福崎町の特性といたしまして、福崎町の福祉というサービスの書類なんかを配っておりますが、この中に社会福祉協議会での地域生活における相談ということで、悩みごと相談、法律相談、そういったものに結びつけるようなページも持っております。これは、全世帯にお配りしておりますので、パソコン等々のインターネットで福崎町のホームページをのぞかなくても、こういったお配りしておるもので活用がいただけると、そういうような事柄については、自負するわけではありませんが、サービスは行き届いておるものと思っております。

しかしながら、今議員さんからご指摘をいただいた情報の開示のあり方等々については研究してみたいと思います。

広岡史郎議員 これは、私も住民を回って気がついたことなんですが、中には、いろんな町からの配りものに目を通さない、広報紙なんか見ないという人も、実際にはかなりおられるわけです。つまり、単純に、私は情報を出していると思っても、以前にも一般質問したことがあります、届いていないという現状もありますので、やはり絶えず工夫と改善をしていただきたいとこの件については、求めておきます。

それと、消費生活に関しては、消費者庁というのが新しく発足しました。それがもとで、消費者に対する相談は、これからまたいろいろ変わっていくのではないかと思うんですが、消費者庁との連携、あるいは指示とか、これも、多分県の生活科学センター、姫路がこの中播磨も管轄されてると思いますが、そういう連携、例えば、多重債務のチラシによりますと、一応、詳しくは生活科学センターに相談してくださいと書いてありますが、実際の相談所は、姫路なり、県なり、

姫路の簡易裁判所なりの窓口が書いてありまして、この件に対しては、こうしてこう行きなさいと言われると思うんですが、これからの流れについて、何か指示や連絡、あるいは町でどう取り組もうとかいう計画はどうなっておりますか。

副 町 長 今、質問議員の言われるとおり、国においては消費者庁ができました。県におきましても、消費局というセクションが設置されました。私どもにおきましては、このたびの補正予算にもあったわけではありますが、消費者行政窓口強化事業という形で、いわゆる相談員のレベルアップでありますとか、啓発、教育の活性化、また各市町には相談所の設置等々が義務付けられてくることになりました。当然、本町の場合は、県の生活科学センターの指導、今言われました中播磨県民局県民室姫路生活科学センターであります。この県民室長とも私話をさせていただきまして、各町でそういった窓口をつくるという事柄は非常に困難であります。また、相談員そのものが専門性があることもあって、レベルアップを図っていかねばならないという事柄にもなっております。そういうような形で、神崎郡3町がそれぞれの消費者窓口を設置するよりも、私どもの福崎町の消費者行政窓口を3町協力のもと充実をさせまして、神崎郡の中核センターとして位置づけをし、市川町と神河町、2町の消費者相談窓口として委託を受ける体制をつくるということで、今協議をしておる最中です。これらが協議を重ねながら、そういった方向性で福崎町生活科学センター、消費者行政の窓口を中心として神崎郡で展開をしてみたいなど。費用につきましては、委託を受けるわけですから、それ相応の費用負担を受けまして、3町で共同設置というわけではありませんが、福崎町の機関であります。神河町や市川町からそういう相談に来られる方も、いきなり県の方へ行くのではなしに、一旦、福崎町の消費者行政の窓口で受け付けたいと、このような協議を今重ねているところであります。

広岡史郎議員 現在も生活科学センターは郡内の相談も受けておられるんですか。

それと、そういうふうにした場合に、正式に、いわゆる郡ですから、市川と神河が入ってくるわけです。相談が増えた場合、相談員の対応とか、電話回線、費用の負担、町の施設を使ってということになりますので、負担とか計算できるわけですか。その辺について、もう少し考えられているところを。

副 町 長 今言いましたように、2町の分を受託するわけでございますから、それなりの施設整備も必要になるかと思えます。消費者行政活性化基金交付事業の中で、施設整備、各町受けておりますので、それら等を捻出していただき、私どもは、それらに広域的な対応ができるような形を整えたいと思っております。

今、任意で、当町の生活科学センターに相談に来られる神河町、市川町のみならず、加西市であるとか、他市町からもそういう相談に来られるわけですが、広域的な部分で、神河、市川の方々が、県の生活科学センター等、遠いところへ相談に行くのではなしに、やはり一つのところでとどめて、それらを、先ほど言いました姫路の生活科学センターなどの上位機関等へつなげるという方向を目指しているわけであります。

広岡史郎議員 となると、一応、そういうふう委託を受けるとなると、施設の整備というのも、以前に松岡議員が言われたトイレの問題など、ある程度、それも対応していただけますか。

副 町 長 先ほど言いました基金事業でありますので、それらが対象になるのかならないのかは、これは別問題といたしまして、それらに対応するのであれば、そのご負担は願わなければならないという形になるかと思えます。

しかし、トイレの改築でありますとか、そこまでまだ話は進んでおりません。基本的には、その相談業務を受けるのか、受けないのか、福崎町の生活科学セン

ターを神崎郡の中核センターとしての位置づけできるのかどうか、こういったような基本的なところからの、今協議でありますので、話はまだそこまで進んでおりません。

広岡史郎議員 相談に来られた方が、びっくりされないような、私は別に遠いところへ行くのも、その辺も含めて検討を、うまく進むように要望しておきます。

最後に、巡回バス事業について通告しておりまして、ちょうど昨年のこの12月議会で巡回バスの新しい方式、オンデマンドが今主流になってきているということ質問しまして、そのときの健康福祉課長の答弁は、オンデマンドに対するバス事業のあり方は検討中で、時期は決まっていますが、来年、再来年のうちにはどうするか方向性は出したいと答弁されており、1年が経過しました。確認の意味で、この1年間に巡回バス事業についてどういう評価をされ、どういふふう次に次のステップへの検討をなされたのか、確認しておきたいと思えます。

健康福祉課長 オンデマンド交通システムについてでございますけれども、職員で構成しております巡回バス検討幹事会等で検討している状況です。本年度は6月、8月、11月と3回開催いたしました。内容につきましては、幹事会では、現行の巡回バスの運行に関する時間とか、バス停の変更等も協議をしておりますけれども、8月には、デマンド交通システムにつきまして、NTT西日本の方から説明を受けております。導入にかかわる機器の初期経費や、また運営にかかる経費、現行のバスの経費、また外出支援サービス等の経費も検討してきました。

また、国の補助金等につきましても、道路特定財源の一般財源化による創設された交付金等もございまして、できたらこれも活用したいと考えております。

昨年12月に、議員から提案のありました東京大学で研究されているオンデマンドにつきましては、まだ詳しくは調査できておりません。ただ、全国でもまだ実証運転をやっているということは聞いております。もう少し、東京大学で研究されている部分についても、かなり安く上がるのではないかとというようなこともありまして、福崎町に合っているのかどうか、もう少し詳しく調査をしていきたいと考えているところでございます。

広岡史郎議員 姫路市では、この22年度、香寺・船津地区で、新しいコミュニティバスの取り組みを試験的にやるということが決まっております、その説明会にも私も参加させてもらいました。ぜひそういう近隣の動き、あるいはそういう内容もまた研究していただいて、方向性を早く出していただきたいと思えます。私どもも研究していきたいと思えます。その件については、研究が進むように要望しておきまして、私の一般質問といたします。

議 長 以上で広岡史郎君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本定例会4日目の日程をすべて終了することになりました。

あすは、6番目の通告者、宮内富夫君からお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会することにいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時03分